

平成23年第1回定例会 生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【議案補充説明】

- | | |
|---|---|
| 1. 議案第34号「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案」 | 1 |
| 2. 議案第47号「財産の取得について」 | 4 |

【請願説明】

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 3. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める請願の処理経過 | 6 |
|--------------------------------------|---|

【所管事項説明】

- | | |
|--------------------------|----|
| 4. 三重県廃棄物処理計画 | 9 |
| 5. ごみゼロ社会実現プラン | 11 |
| 6. RDF焼却・発電事業 | 14 |
| 7. 不適正処理事案 | 18 |
| 8. 三重県地球温暖化対策実行計画中間案 | 33 |
| 9. 森林・林業再生に向けた取組 | 36 |
| 10. 鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥の監視体制 | 38 |
| 11. 包括外部監査結果に対する対応 | 40 |
| 12. 審議会等の審議状況 | 51 |

平成23年3月4日
環境森林部

1. 議案第34号「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案」

1 経緯

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。以下「改正廃棄物処理法」という。)が平成23年4月1日から施行されることにかんがみ、産業廃棄物の保管に係る届出等についての規定を整備する必要があるため同条例案を提案するものです。

2 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

改正廃棄物処理法において、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出事業者が事業場の外で、当該産業廃棄物を保管する際の事前届出制度が創設されました。また、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例においても、産業廃棄物の保管に係る届出の規定があり、一部、重複が生じることから、改正廃棄物処理法との整合を図るものとします。

また、改正廃棄物処理法で、「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集又は運搬」についても、新たに措置命令の対象とされたことに伴い、条例における「土地所有者等に義務として課せられた生活環境保全上の支障の除去等への協力等」の規定においても、その対象とすることにより、改正廃棄物処理法との整合を図るものとします。

【参考】改正廃棄物処理法の概要

- 1 排出事業者が産業廃棄物を事業場外に保管する場合の届出
 - ・排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300m²以上の場所で行うものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。（改正廃棄物処理法第12条第3項及び第12条の2第3項）
 - ・非常災害のために必要な措置として当該保管を行った事業者は、当該保管をした日から14日以内に都道府県知事に保管する場所等を届け出なければならない。（改正廃棄物処理法第12条第4項及び第12条の2第4項）
- 2 措置命令の対象の拡充
 - ・措置命令の対象として、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集又は運搬が追加された。（改正廃棄物処理法第19条の5、第19条の6及び第19条の8）

○三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

(産業廃棄物の保管場所に係る届出)

第八条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～五 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。

三～六 （略）

七 法第十二条第三項及び第四項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。

3 （略）

（生活環境保全上の支障の除去等への協力）

第十五条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺の生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講じる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講じる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講じる措置に協力しなければならない。

（行政処分等の公表）

第十九条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号、法第十九条の五第一項、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項の規定による処分を

(産業廃棄物の保管場所に係る届出)

第八条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～五 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。

三～六 （略）

（生活環境保全上の支障の除去等への協力）

第十五条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処分による周辺の生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講じる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講じる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講じる措置に協力しなければならない。

（行政処分等の公表）

第十九条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二の六、法第十五条の三、法第十九条の三第二号、法第十九条の五第一項、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項の規定による処分を

現 行

現 行

したときは、当該処分の内容及び次に掲げる事項
を公表するものとする。

2
一・二 (略)
(略)

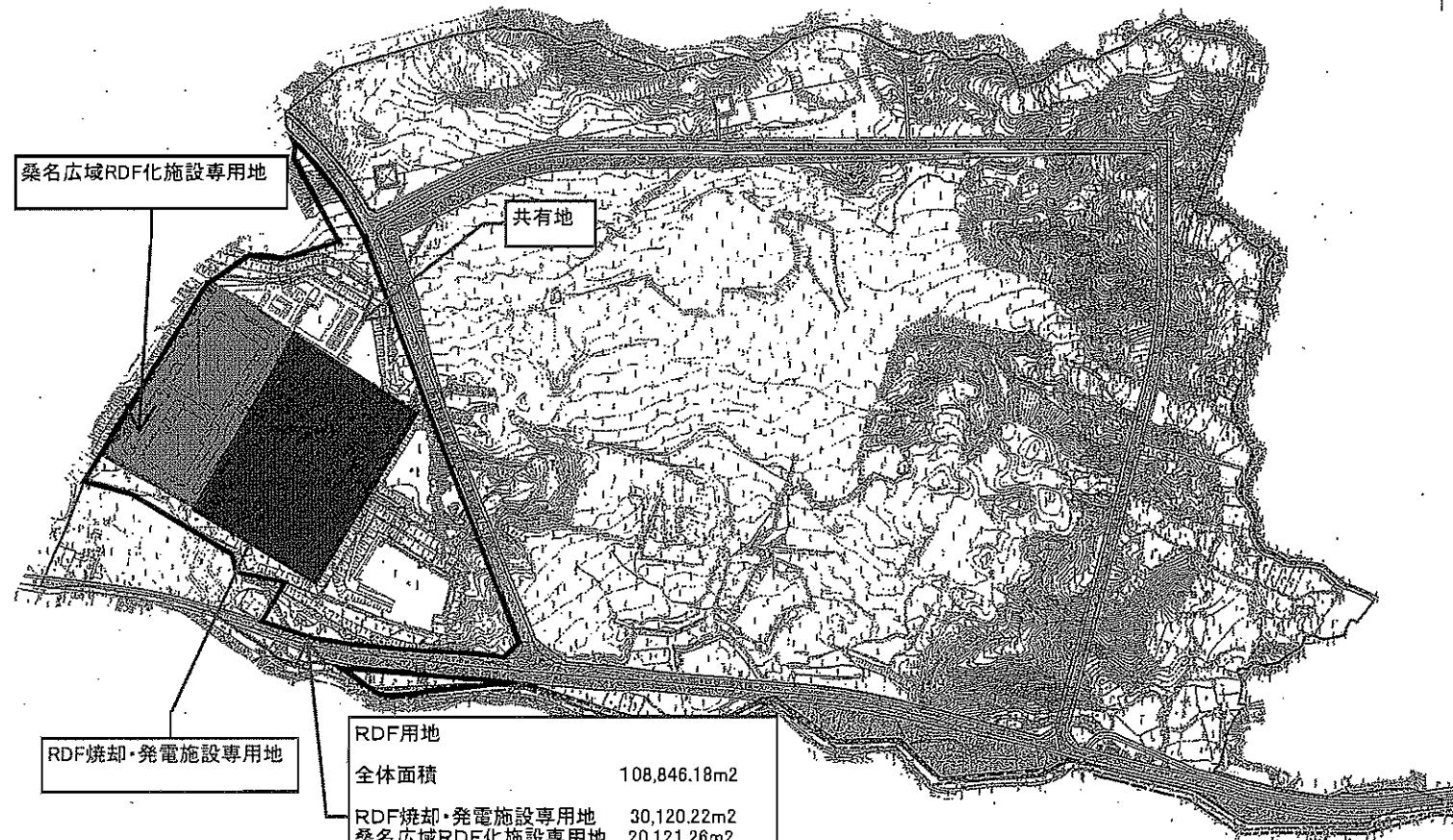
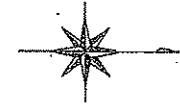
したときは、当該処分の内容及び次に掲げる事項
を公表するものとする。

2
一・二 (略)
(略)

2. 議案第47号「財産の取得について」

契約の名称	RDF焼却・発電施設用地に係る土地の売買に関する契約
所在地	桑名市多度町力尾地内
契約の金額	1,176,200,457円
契約の相手方の 住所及び氏名	桑名市多度町力尾 桑名広域清掃事業組合 管理者 水谷 元
契約締結年月日	平成23年1月31日（仮契約日）
取得の目的	RDF焼却・発電施設用地として使用するため
契約内容	<p>RDF焼却・発電施設用地の取得</p> <p>土地 49,459.77m²</p>

RDF用地全体図



凡 例	
施 行 地 区 界	
都市計画街路	
区 国 街 路	
河 川 ・ 水 路	
湖 敦 池	
緑 地	
工 畟 地	
都市適営施設	
農 地	

※RDF用地の内訳

○県施設用地
焼却・発電施設専用地 + 共有地33%(県分) $30,120.22+58,604.70 \times 33\% = 49,459.77\text{m}^2$

○桑名広域のRDF化施設用地
RDF化施設専用地 + 共有地67%(桑名広域分) $20,121.26+58,604.70 \times 67\% = 59,386.41\text{m}^2$

3. 県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める請願の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成20年第2回定例会	請願第42号	<p>県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求ることについて</p> <p>全国的には、国産材の優位性が認められつつあり、確実に国内産の材木の需要は増加傾向にあります。しかし、三重県においては未だ生産量が増加していない状況にあります。</p> <p>このような中、三重県においては、県産材の認証制度の創設やそれに伴う住宅建設補助金など、全国に先駆けて先進的な取り組みをしていただき、県産材の需要が県内生産に占める割合も増加してきました。</p> <p>この住宅建設補助の事業は、消費者である県民ニーズが高く、申し込みも予定戸数を上回る状況となっており、県内の住宅建設に関わる事業者は、県産材の振興と消費者ニーズを踏まえ、県産材の使用に対応するよう体制整備を行っているところであります。</p> <p>また、この事業は、低迷する三重県の製材業者や地域の工務店にとっても重要なものとなっており、もし事業が廃止されれば、ようやく認知されつつある県産材の優位性や森林環境の保全の意義を消費者である県民に周知することが困難になります。</p> <p>つきましては、この県産材の利用促進を図ることを目的とした個別住宅へ直接補助する現住宅建設補助制度を存続していただきますように請願いたします。</p>	<p>(目的)</p> <p>「三重の木」認証制度は、県産材の利用拡大の牽引役として創設しました。</p> <p>(取組状況)</p> <p>この「三重の木」認証制度と併せ、平成17年度から20年度までの住宅建築補助金制度、平成21年度からの「三重の木」認証事業者が行う取組への支援、さらには、県内金融機関の協力を得た「三重の木」を使用した住宅ローンの金利低減などにより、平成17年度に約4,000m³であった出荷量が、住宅着工戸数が減少する中、平成21年度には約9,000m³となりました。</p> <p>また、平成21年度から、「森林整備加速化・林業再生基金事業」により、保育園など公共建築物の木造化を支援しました。</p> <p>(今後の取組)</p> <p>「三重の木」については、今後とも、認証事業者を増やすことにより、住宅への利用を拡大するとともに、昨年12月に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県自らが整備する公共建築物で積極的に利用するとともに、県内で整備される学校教育施設や保健・福祉施設等に対しても利用を働きかけます。</p> <p>なお、国の緊急総合経済対策の一環として、2月補正により、公共施設等における利用を促進するとともに、一定量の「三重の木」認証材を使用した住宅150戸に対し、1戸当たり13万円を支援します。</p>

県産材利用拡大のための住宅建設補助制度の存続を求める

請願の処理経過

【「三重の木」の位置づけ】

森林の再生・林業の振興策については、第二次戦略計画における重点事業である、森林再生「三重の森林づくり」により、森林の役割を發揮させる間伐の促進や「三重の木」の利用拡大に向けて取組を進めてきています。

【「三重の木」認証制度の実績】

(H23.2.28 現在)

事項	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (見込み)
認証事業者数	529	486	559	614	597	634
工務店数	383	292	351	400	410	438
建築士数	67	73	85	94	98	99
製材所数	129	121	123	120	89	92
産地数等	1	1	1	1	1	5
「三重の木」出荷量	4,290 m³	5,137 m³	8,416 m³	8,740 m³	8,668 m³	(10,000 m³)
「三重の木」金利引下げ適用件数	一	一	一	一	30 件	139 件
新設住宅着工戸数	16,400 戸	19,978 戸	17,092 戸	17,066 戸	10,608 戸	(10,000 戸)
「三重の木」住宅建築補助金交付件数	198 戸	300 戸	397 戸	300 戸	一	一

【平成22年度の取組】

- ① 「三重の木」認証事業者が行う利用拡大の取組（45取組）
 - ・木造住宅の構造見学会・完成見学会の開催
 - ・木造建築についての意見交換会や講演会の開催
 - ・2010住まいと暮らしの住宅フェア等への出展
- ② 「三重の木」の使用による住宅ローンの金利引下げと広報
 - ・県内23金融機関において、一定量の「三重の木」認証材を使って住宅を建てる建築主を対象に、住宅ローンにおける金利引下げを実施
 - ・2010住まいと暮らしの住宅フェア等におけるPRの実施

- ③ ふるさと雇用再生特別基金を活用した「三重の木」利用推進体制の強化
 - ・「三重の木」の利用拡大を図るため、「三重の木アドバイザー」を雇用し、建築事業者・建築士等への「三重の木」利用の働きかけを実施
 - ・保育所等の公共施設への「三重の木」利用推進活動を実施
- ④ 関東方面への販路拡大
 - ・東京都内で開催された大規模住宅建築展示会の、「ジャパンホーム＆ビルディングショー 2010」における「ふるさと建材・家具見本市」へ関係団体とともに、「三重県ベース」として共同出展を実施して、「三重の木」のPR活動を実施
 - ・共同出展者分も含め、連絡先を把握した事業者などについてダイレクトメール等により、継続して働きかけを実施
- ⑤ 木製トレイの実用化開発
 - ・間伐材等を利用した三重の木トレイの実用化を目指し開発を実施
- ⑥ 「みえ公共建築物等木材利用方針」の策定
 - ・平成22年12月に、公共的施設を中心とする県産材の利用促進と、「三重の木」認証材等の優先的使用を推進する「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定
- ⑦ 森林整備加速化・林業再生基金を活用した「三重の木」住宅補助
 - ・一定量の「三重の木」認証材を使って住宅を建てる建築主を対象とした住宅補助を実施（平成22年度2月補正予算）
12m³、かつ、60%以上使用した住宅に対し、1戸当たり13万円を補助
平成23年4月1日から受け付け、150戸限定

4. 三重県廃棄物処理計画

1 計画策定の趣旨

都道府県は、廃棄物処理法に基づく法定計画として廃棄物処理計画を策定する必要があります。

現行計画の計画期間は平成22年度までであり、今後、循環型社会の形成に向けて、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進していくために、三重県廃棄物処理計画を策定するものです。

2 計画策定の検討経過

計画の策定にあたっては、平成22年1月に三重県環境審議会に諮問し、中間案に対するパブリックコメントを経て、平成23年1月に同審議会から答申されたところです。

(検討経過)

平成22年	1月	三重県環境審議会に計画策定を諮問
	2～7月	同審議会廃棄物処理計画部会での検討（4回）
	9月	三重県廃棄物処理計画（中間案）の作成
	10～11月	パブリックコメントの実施
	12月	同審議会廃棄物処理計画部会での検討（1回）
平成23年	1月	同審議会から策定計画の答申

3 計画の概要

(1) 計画期間

概ね10年先を見据えつつ、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、計画の最終年度である平成27年度を目標年度とします。

(2) 取組方向

3Rと適正処理を推進していくために、4つの施策の取組方向を設定し、取組方向ごとに定めた数値目標の達成に向けて必要な施策を展開します。

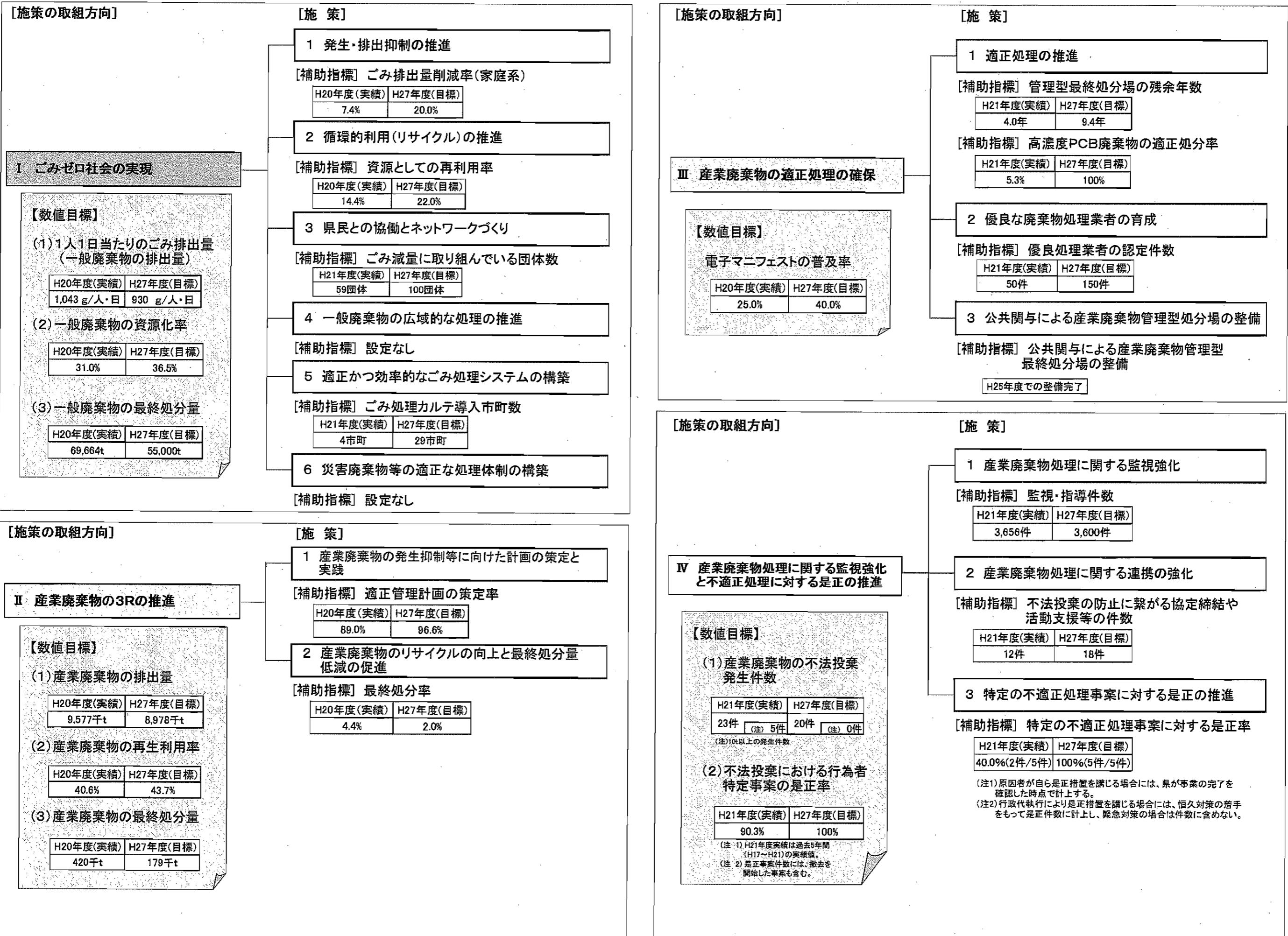
(施策の取組方向)

- I ごみゼロ社会の実現
- II 産業廃棄物の3Rの推進
- III 産業廃棄物の適正処理の確保
- IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

4 今後の対応

三重県環境審議会からの答申を踏まえ、平成23年3月中に「三重県廃棄物処理計画」を策定し、同計画内容に基づき、必要な施策を行っていきます。

三重県廃棄物処理計画の施策体系



5. ごみゼロ社会実現プラン

1 ごみゼロ社会実現プラン改定の趣旨

「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「プラン」という。)は、平成17年3月に、概ね20年先の将来を目途に、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし策定しました。本年度は、プランの策定から5年が経過し、また、短期目標年度(2010年度)であることから、プランを改定するものです。

なお、同プランは、住民、事業者、行政など多様な主体が共有すべき取組の指針であり、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画(現在策定中)の一般廃棄物に関する取組を具体化するものです。

2 プラン改定の検討経過

プランの改定にあたっては、平成22年5月から11月まで、ごみゼロプラン推進委員会(構成:住民、事業者、NPO等団体、学識者、市町)で検討し、中間案を作成しました。その後、中間案に対する意見募集(パブリックコメント)を経て、平成23年2月に同委員会で最終案を取りまとめたところです。

(検討経過)

平成22年	5～11月	同委員会での検討(5回)
	12月	中間案の作成
平成23年	1～2月	パブリックコメントの実施
	2月	同委員会での検討(1回)、最終案の作成

3 プラン改定の概要

(1) 数値目標

これまでのごみ減量化等に関する取組成果や短期目標の達成状況などを踏まえ、中期及び最終目標を見直しました。

ごみ減量化の数値目標の改定内容(最終案)

指標名	2008年度 (確定値)	短期目標 (2010)	現行数値目標		改定後数値目標	
			中期目標 (2015)	最終目標 (2025)	中期目標 (2015)	最終目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度比)	①家庭系ごみ	-7.4%	-6.0%	13.0%	-30.0%	-20.0%
	②事業系ごみ	-25.2%	-5.0%	13.0%	30.0%	35.0%
③資源としての再利用率	14.4%	21.0%	30.0%	50.0%	22.0%	50.0%
④ごみの最終処分量(トン/年)	69,664	81,000	76,000	0	55,000	0

なお、③資源としての再利用率（市町が回収する資源物のみを対象）については、古紙や金属などの価格高騰を背景に、民間リサイクル業者による直接収集量が増加したことなどから下降傾向にあるため、中期目標を変更しました。

今後は、再利用率を高める取組として、ごみ分別の徹底による紙等の資源回収や生ごみ等の資源化などを市町と連携してよりいっそう進めています。

(2) 取組の基本方向

- ① 目標を達成するための「公正で効率的なごみ処理システムの構築」などの9つの基本方向については、引き続き、同じ方向で進めていきます。
- ② 容器包装ごみの減量・再資源化については、資源としての再利用率が停滞していることから、容器包装リサイクル法に基づくごみの分別収集、再資源化をより一層推進します。
- ③ 生ごみの再資源化については、生ごみを地域で循環可能な資源としてとらえ、できるだけ地域で循環する取組をさらに進めています。

(3) 基本取組

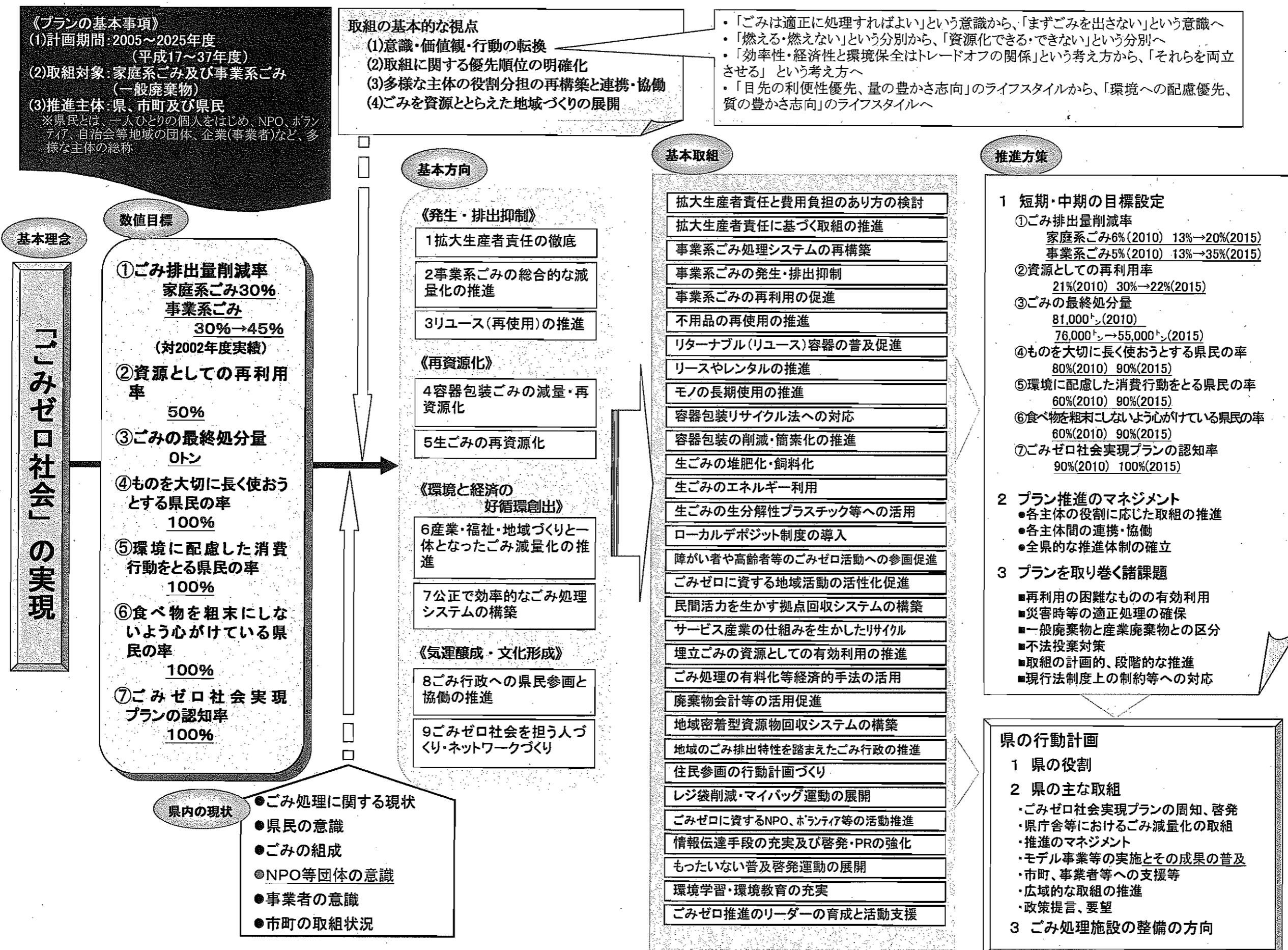
基本方向を具体化する基本取組については、「もったいない普及啓発運動の展開」を新たに位置づけました。また、基本取組に掲載する事例については、今までの取組の効果検証や県内外の先進事例の調査により、「食品ロスの削減に向けての取組」など50以上の事例を新たに記載しました。

4 今後の対応

平成23年3月中を目途に「ごみゼロ社会実現プラン」を改定し、同プランに基づき、必要な施策を行っていきます。

ごみゼロ社会実現プランの体系

(現行数値目標→改定後数値目標)



6. R D F 焼却・発電事業

1 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方

(1) R D F 運営協議会あり方検討作業部会での協議状況

県と市町で構成するR D F 運営協議会において、事業主体など13項目の課題について検討しているところであり、継続に伴う費用負担については、これまでの協議において、県として、以下のとおり考え方を示し、R D F 処理に必要となる経費は市町に負担いただきたいと説明してきたところです。

一方、市町からは、県が事業主体となった上で、新たな費用負担を市町に求めないよう要望されており、双方の意見には隔たりがあり、膠着状態となっています。

なお、昨年8月27日のR D F 運営協議会理事会において、平成29年度以降継続する場合は、事業期間を4年間延長し、施設の撤去費用は県の負担とすることが確認されています。

【平成22年10月7日の第13回あり方検討作業部会で示した県及び市町の考え方】

a 県の考え方

- ・ 県が事業主体となる場合、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、一般廃棄物の処理は市町の責務であることやR D F 化以外の処理方法をとっている他の市町との公平性からも、受益者負担を原則として、参画市町に負担していただく必要がある。

b 市町の意見

- ・ 県はR D F 構想を推進してきた責任を認め、今後の継続期間においても応分の負担をするべきである。
- ・ 課題解決に向けて、県として調整案を提示すべきである。

(2) 県からの新たな提案

膠着状態を開拓するために、3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案をし、合意に向け協議を進めています。

【平成23年3月1日の第15回あり方検討作業部会 県からの新たな提案】

- 平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。
- 昨年8月のRDF運営協議会理事会で確認されたとおり撤去費用は県が負担する。

【参考：今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円、税込)						
	継続に伴う維持管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	小計 ※3	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※4	1,887	495	34	2,416	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額
※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用
※3 収支の不足見込額
※4 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年
※5 上記の表は現時点の収支均衡単価（9,420 円／t）を超える分についての試算

（3）今後の対応

平成29年度以降の事業主体や費用負担等の問題については、本年度中に一定の方向を出すことで、市町と県が合意していることから、3月末から4月上旬にRDF運営協議会理事会及び総会を開催し、県・市町間で合意したいと考えています。

2 平成28年度までのRDF焼却・発電事業の収支計画見直しと見直しに伴う処理委託料の増額協議

三重県RDF運営協議会総会(H20.11.6)決議では、平成20年度から28年度までの収支計画で見込まれる収支不足額を県と市町で折半するとともに、収支計画は3年ごとに見直すこととなっており、今年度はその収支計画を見直す年度となっています。

このため、収支計画の見直し案と見直しに伴う処理委託料の増額協議について、三重県RDF運営協議会総務運営部会を開催し、関係市町と協議を進めています。

(1) 三重県RDF運営協議会総務運営部会での協議状況

① 収支計画の見直し(案)

収支計画の見直し(案)について、部会において協議や精査を行い、3月1日に開催した総務運営部会において、了承されました。

《収支計画の見直し(案)の概要》

見直された市町からの搬入見込み量が、現計画の90%程度にとどまるため、支出の削減に努めるものの、売電料など収入の減により、収支不足見込額は、現収支計画(平成20年度から28年度まで)の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円となる。これにより、県及び市町のそれぞれの負担額は、11.55億円(23.1億円の半額)となり、現行の9.5億円と比べ約2.05億円増加する試算となる。

【参考：新たな収支試算に基づく収支見込み(平成20～28年度)】

(税抜き)			
	現収支計画 (H20～H28)	見直し案 (H20～H28)	差額
RDF処理量	457,498 t	414,881 t	△42,617 t
収入	6,420 百万円	5,906 百万円	△514 百万円
支出	8,321 百万円	8,219 百万円	△102 百万円
損益	△ 1,901 百万円	△ 2,313 百万円	△412 百万円

*RDF処理料金を5,058円/t(税込額。税抜額は、4,817円/t)として試算

② 見直し結果に基づく平成23年度から28年度までの処理委託料の増額改定

現収支計画では、平成20年度5,058円/tから毎年550円/t程度を加算し、段階的に引き上げることによって、最終28年度が収支均衡単価である9,420円/tとなる処理委託料となっています。

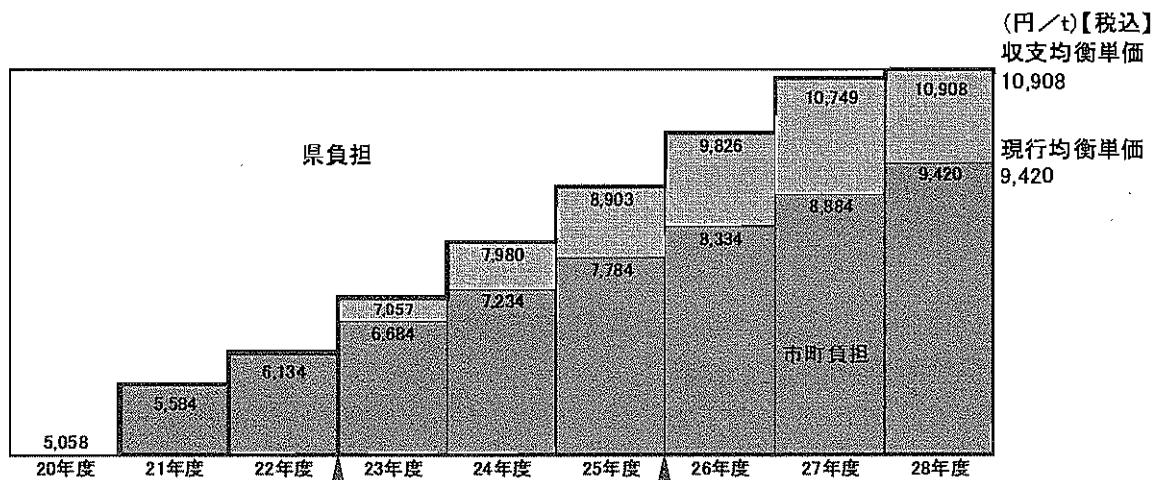
収支計画の見直し結果に基づく処理委託料の増額改定については、3月1

日に開催した総務運営部会において、了承されました。

《処理委託料改定（案）の概要》

平成23年度から28年度までの処理委託料について、平成23年度から毎年923円/tずつ加算し、最終28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする。

【参考：新たな収支計画に基づく処理委託料（平成20～28年度）】



（2）今後の対応

今後は、3月末から4月上旬にRDF運営協議会理事会及び総会を開催し県・市町間で合意のうえ、平成23年度からの処理委託料改定を進めたいと考えています。

7. 不適正処理事案

7-1 桑名市五反田事案

1 概 要

株式会社七和工業が、桑名市大字五反田地内で行った産業廃棄物の不法投棄事案については、平成13年6月から行政代執行により汚染地下水の拡散防止及び地下水浄化の措置を講じ、平成19年度末に目標とする管理型処分場レベルまでの地下水浄化を達成し、さらに、平成20年度以降は早期安定化を図るための追加的な措置（部分的な廃棄物の掘削除去）を実施してきました。

その後、平成21年11月末に環境基準に追加された1,4-ジオキサンによる新たな汚染が判明したことから、平成22年6月に原因者に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出するとともに、産廃特措法に基づく国の財政支援制度を活用して、行政代執行により追加的な対策を実施することとしています。

また、本年度は、三重県グリーンニューディール基金を活用して、1,4-ジオキサンの汚染源や拡散範囲についての調査を実施しています。

2 調査結果の概要

1,4-ジオキサンによる汚染状況等を詳細に把握するため、不法投棄地内で17箇所、その周辺地で44箇所のボーリングを行い、地下水等の調査を行っています。

これまでの調査の結果、周辺地下水において、新たに不法投棄地の北東約55mに位置する嘉例川近傍の地点から、1,4-ジオキサンが環境基準の10.6倍の濃度で検出されたため、引き続きモニタリングを継続して地下水質の推移を把握していくこととしています。

また、不法投棄地内においては、高濃度の1,4-ジオキサンを含む廃棄物は確認できておりず、地下水の汚染源の特定には至っていません。

3 緊急対策

これまでの行政代執行により不法投棄地は鉛直遮水壁で囲い込んであります。1,4-ジオキサンの周辺への拡散を防止するため、不法投棄地内の汚染地下水を揚水して処理を行うための設備追加を行います。

事業実施にあたり国に対して産廃特措法に基づく財政支援を求めていました。

(1) 事業概要

事業実施期間 平成23年度～平成24年度

事業費	3億5千2百万円※
水処理施設の改良	
(1,4-ジオキサン分解施設の整備)	1億2千万円
運転管理費	1億円
水質モニタリング	8千万円
既設水処理施設の補修等	5千2百万円
※この内、12月補正予算にて、1億3千万円の債務負担行為（平成22～24年度）を設定済	

(2) 国への支援要請状況

平成22年10月4日	産廃特措法に基づく支援を得るための実施計画書を環境省へ提出
平成22年12月14日	国による行政対応検証に関するヒアリングの実施
平成22年12月21日	国による技術審査の実施
平成23年3月	大臣同意（見込み）

4 今後の予定

新たに整備する1,4-ジオキサン分解施設については、現在、施工業者の選定手続きを進めており、平成23年度中の竣工を予定しています。

緊急対策は汚染拡散防止の措置であり、緊急対策に引き続き、恒久対策として汚染源の除去等の追加的措置が必要となります。現在、北海道大学に具体的な工法等について研究を委託しているところであり、当該研究成果を踏まえ、平成23年度に、工法を決定するための技術検討委員会を設置し、恒久対策の実施に向けた検討を進めています。

[参考]

産廃特措法に基づく支援スキーム

環境修復に要する費用のうち、90%が起債措置されます。また、起債元利償還分の50%について交付税措置されます。

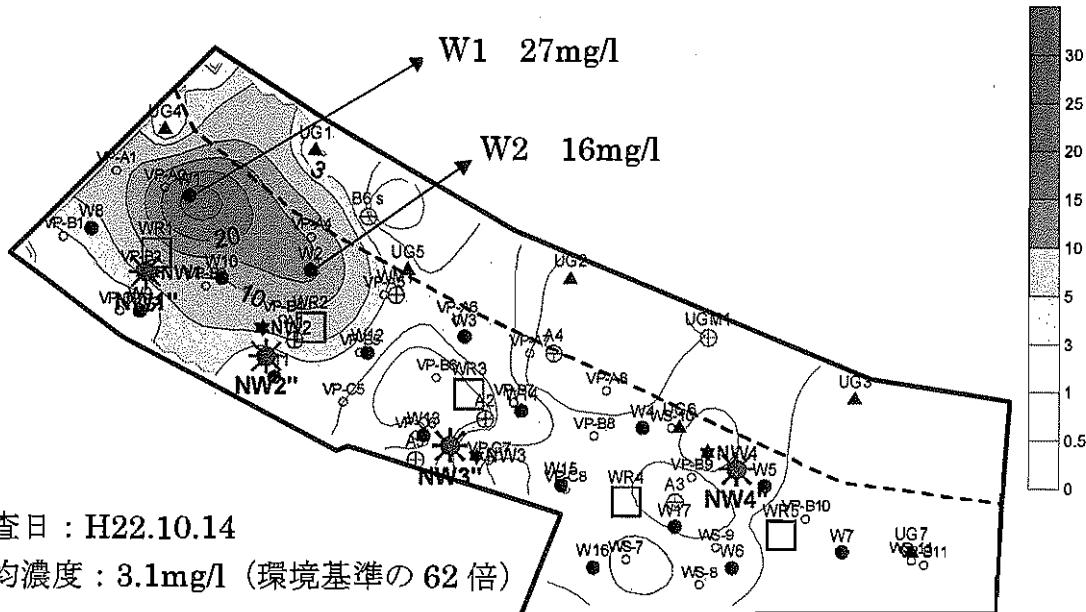
総事業費=起債対象額+自主財源		
自主財源 (10%)	起債充当額(90%)	交付税措置額(50%)

県負担 55% = 10% + 45% (平成18年4月1日以降の事業認定分)

地下水の1,4-ジオキサン濃度

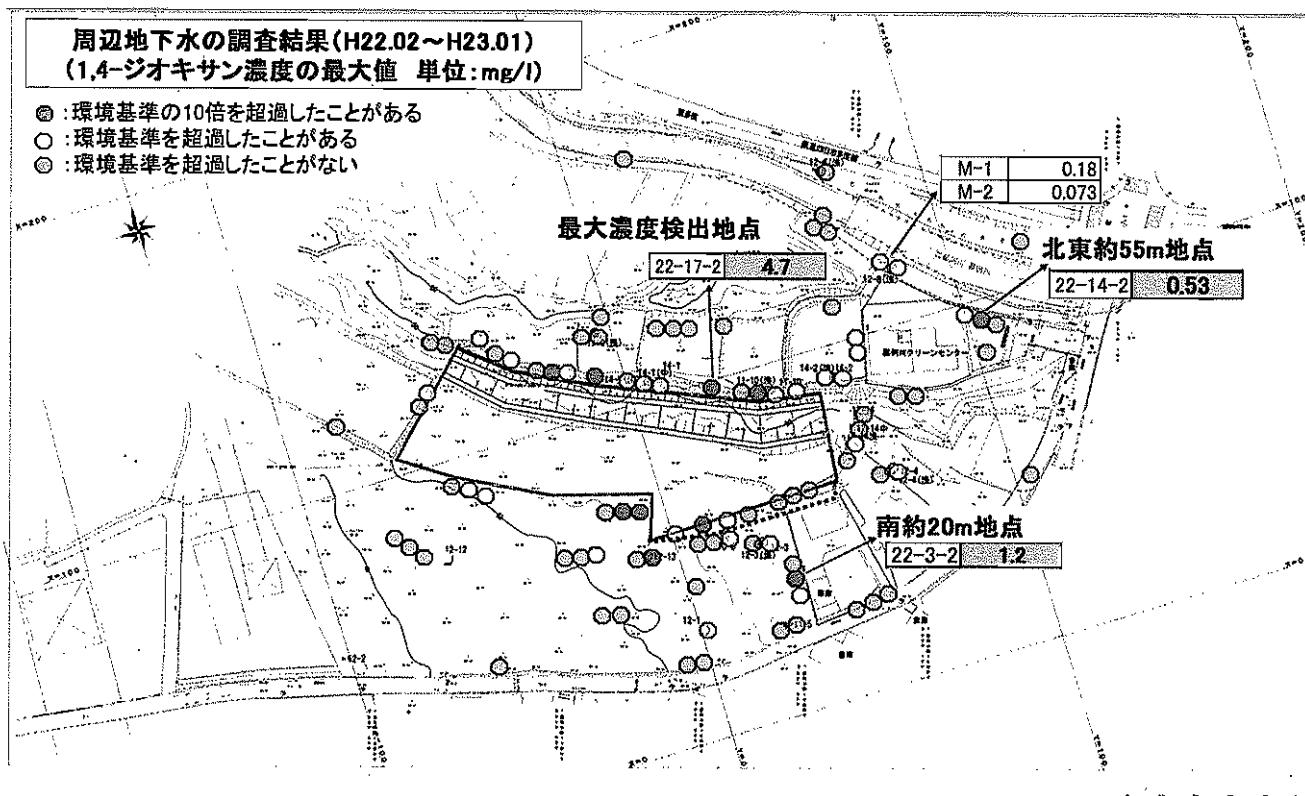
遮水壁内の地下水の調査結果

単位 : mg/l



周辺地下水の調査結果(H22.02~H23.01) (1,4-ジオキサン濃度の最大値 単位:mg/l)

- : 環境基準の10倍を超過したことがある
- : 環境基準を超えたことがある
- ◎ : 環境基準を超えたことがない



7-2 桑名市源十郎新田事業

1 概要

桑名市大字五反田字源十郎新田地内の員弁川左岸河川敷の油滲出箇所で、県が回収した油にポリ塩化ビフェニル（P C B）が含まれていることが平成 22 年 10 月に判明し、汚染判明以後、応急対策としてオイルフェンスの敷設などによる河川への油流出防止の強化や定期的なパトロールを実施するとともに、汚染の状況を把握するための緊急調査を行ってきました。

この緊急調査の結果を踏まえ、緊急対策として、油の拡散を防止するための矢板の設置工事等に平成 23 年 3 月から着手します。

2 事業の経緯

- (1) P C B が検出された油の滲出箇所の周辺には、石油精製会社（A 社）が昭和 48 年から平成 5 年まで最終処分場として使用していた土地があり、また、処分場として使用される以前にも廃棄物の埋立が行われた可能性があります。
- (2) A 社は県の要請により油流出防止の対策として、平成 19 年 11 月から平成 20 年 12 月にかけて矢板の設置、仮防油堤補強工事、油回収井戸の設置を行い、油の回収を平成 22 年 3 月末まで自主的に行っていました。
- (3) しかし、A 社は当該油の存在している箇所は同社が廃棄物の埋立を行った区域外であるため、これ以上の対応は困難であるとしたことから、平成 22 年 4 月以降は、県が回収作業を継続して実施してきましたが、その回収した油を処分するために成分の分析を行ったところ、P C B の含有が判明したものです。
- (4) 現在、原因者の調査を進めておりますが、当該土地の使用履歴から、油等の投棄が行われた時期は、昭和 40 年代中頃であることも想定されます。

3 緊急調査の概要等

汚染範囲や汚染状況を把握するための緊急調査を実施するとともに、河川水や下流水道水源の定期モニタリングを実施しています。

(1) ポーリング調査結果

旧最終処分場と河川敷及びその周辺の 25 箇所でポーリング調査を行い、水質、土壤及び油の汚染範囲等の確認を行っています。

その結果、旧最終処分場（東側）からその北東及び南東側の河川敷に至る土壤中に油を含む層が広がっていることが判明し、（以下、この範囲を「汚染箇所」という。）採取した油からは高濃度の P C B （最高 3,800mg/kg）や揮発性有機化合物（V O C）が検出されています。【別紙参照】

なお、汚染箇所の周辺地下水からは P C B や V O C は検出されていません。

(2) 水道水源(桑名市西部水源5号井等)における対応

汚染箇所の下流約250mのところに桑名市の水道水源があるため、桑名市では安全確保に万全を期して、汚染箇所に最も近い5号井戸からの取水を停止するとともに定期的(県・市の検査で週2~3回)に井戸水の水質検査を行っています。

これまでの検査では、PCBは検出されておらず、また、VOCについては、水道水質基準を満足していることを確認しています。

(3) 周辺河川の状況

PCBの汚染判明以後、定期的に員弁川及び藤川(別紙見取図)で河川水の水質調査を行っており、これまでの調査では、PCBは検出されず、また、他の有害物質についても環境基準を満足しています。

4 緊急対策の実施等

上記調査結果等を踏まえ、桑名市や水利権者等の関係者との情報共有を図りながら汚染の拡散を防止するための緊急対策を実施しています。

(1) 藤川及び員弁川河岸への鋼矢板の設置(H23.3着手)

河川側への油の拡散防止のため、鋼矢板(総延長134m 深さ5.5~8.5m)による拡散防止工事を平成23年3月に着手し、同年4月中下旬までを目処として完了する予定です。

(2) 汚染源の油の回収

鋼矢板の設置に引き続き、油分中にPCBやVOCが高濃度に存在している箇所について、早期に油回収設備の設置を行うことなどにより汚染源の除去対策を進めます。

なお、観測井戸内及び集油管に集積された油については、従来どおり油の回収を行います。

5 今後の対応

(1) 恒久対策の検討

恒久対策については、河川管理部局とも連携しながら学識経験者の意見等を聴き、効果的な対策の検討を進め、平成23年度中の着工を目指します。

また、恒久対策を実施していくにあたり、本件のような事案については、既存の国の支援フレームは適用できない可能性もあることから、今後、国に対して支援制度の創設も含めた要望を行っていきます。

(2) モニタリング等

周辺環境への影響を把握するための定期的なモニタリングを継続するとともに、原因者の調査を進めます。

桑名市源十郎新田事案周辺見取図

図表の範囲

舊最終廻分場

河川区域

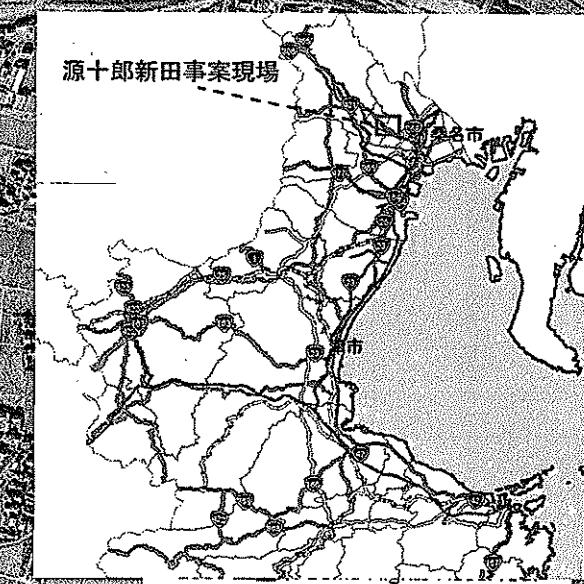
油蔴苦所

卷之三

七〇三



△ 河川水採水地点



桑名市源十郎新田事業に係る環境調査結果の概要と緊急対策



土中に油が確認され、観測井戸中に油層を形成している範囲

- ・旧最終処分場東側に油層の厚い箇所があり、油を含んだ土壌は、最大で地下10m程度に及んでいます。



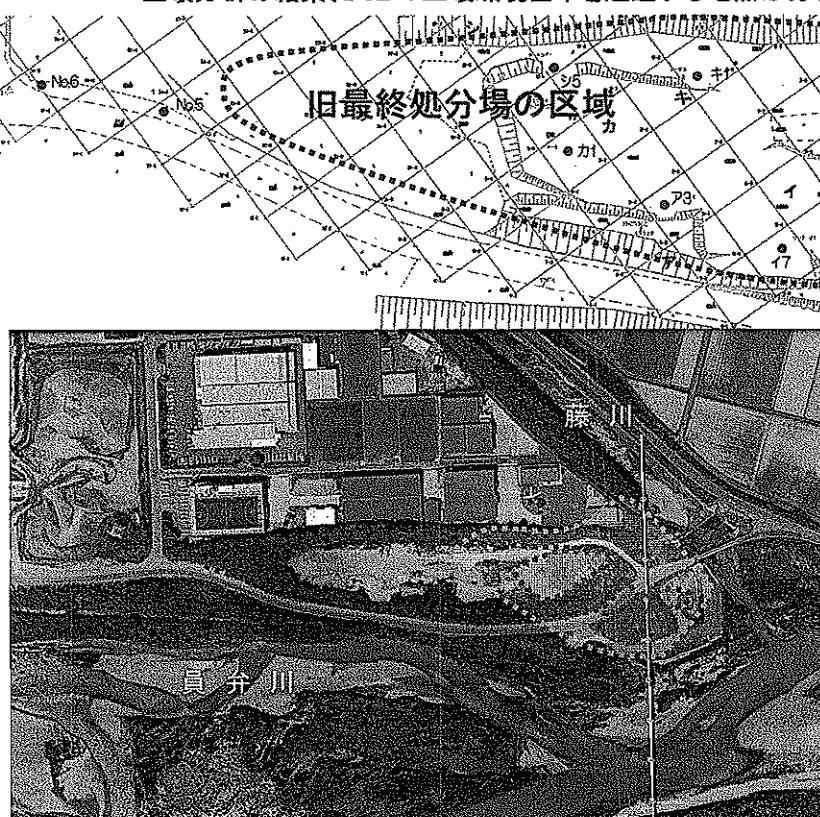
観測井戸で採取した油中にVOCが高い濃度で検出されている範囲

- ・観測井戸で採取した油中からVOCが高い濃度で検出されているところでは、土壤分析の結果、旧最終処分場東側においてVOC等について環境基準を超過する地点が5地点ありました。



観測井戸で採取した油中にPCBが高い濃度で検出されている範囲

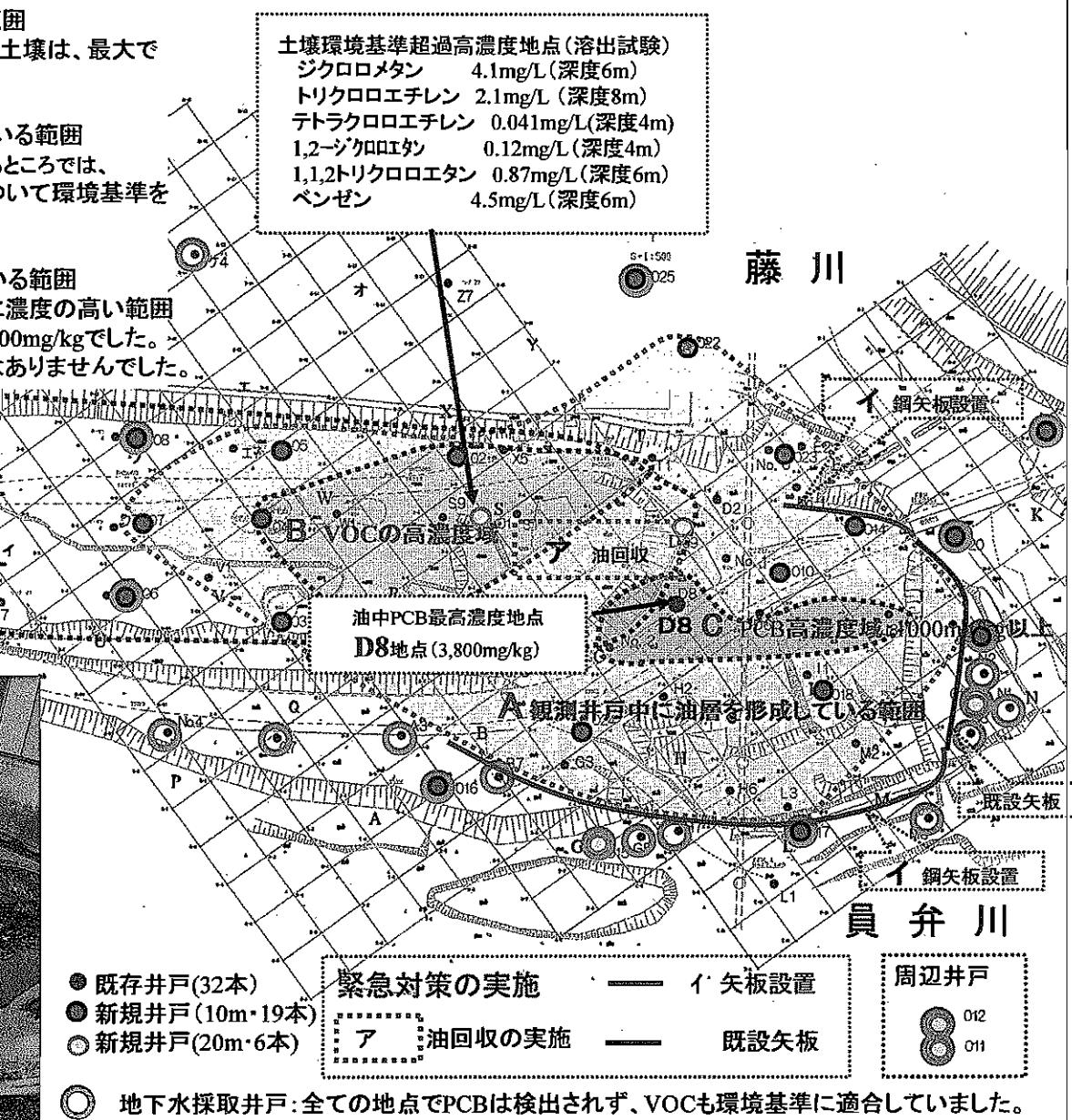
- ・観測井戸で採取した油中からPCBが検出されており、特に濃度の高い範囲は図示のとおりです。最も濃度が高いのは、D8地点で3,800mg/kgでした。
- ・土壤分析の結果、PCBの土壤環境基準を超過する地点はありませんでした。



土壤環境基準超過高濃度地点(溶出試験)

ジクロロメタン	4.1mg/L(深度6m)
トリクロロエチレン	2.1mg/L(深度8m)
テトラクロロエチレン	0.041mg/L(深度4m)
1,2-ジクロロエタン	0.12mg/L(深度4m)
1,1,2トリクロロエタン	0.87mg/L(深度6m)
ベンゼン	4.5mg/L(深度6m)

藤川



7-3 四日市市大矢知・平津事案

1 概要

(有)川越建材興業が、四日市市大矢知・平津町地内で行った産業廃棄物の不適正処理事案については、平成16年度から18年度にかけて県が実施した安全性確認調査結果を踏まえ、平成19年1月31日に措置命令を発出し、履行指導を継続しているところです。

その後、平成19年度に実施した地元要望の掘削調査を経て、平成20年10月からは、地元・学識経験者・行政による「三者協議」を開催し、地元の理解のもとに、補完的調査等の実施や対策工法等の検討を進めています。

2 三者協議における検討状況等

(1) 補完的調査の実施

平成21年度から23年度にかけて、三重県グリーンニューディール基金を活用し、地元の安全・安心を確保するために、①帶水層確認調査、②地下水位・降雨量連続観測調査、③中溜池底質調査、④玄米中の有害物質含有量調査などを実施しています。

(2) 廃棄物埋設区域確認調査の実施

地元要望により、平成22年度から23年度にかけて、隣接区域（処分場北部）の廃棄物の埋設区域を確認するための調査を実施しています。

(3) 「リスク評価表」の作成及び「対策工法の骨子案」の検討

地元要望により、リスク毎の状況とその評価、対策の要否と考え方などをわかりやすくまとめた「リスク評価表」を作成し、これをもとに環境修復を進めるにあたっての「対策工法の骨子案」の検討を行いました。

【別紙参照】

3 基本合意書の締結

平成22年12月10日の第9回三者協議において「リスク評価表」に基づく「対策工法の骨子案」を検討し、地元合意を得ました。

この第9回三者協議においては、地元代表者連名による年内の基本合意書締結に向けた意見書が提起され、これを受け、12月24日には、地元四日市市長立会のもと、「対策工法の骨子案」に係る基本合意書を大矢知・八郷両連合自治会長と三重県知事が締結するに至りました。

4 今後の対応

今後は、四日市市の正式参画も得た「四者協議」において、「対策工法の骨子案」をもとに具体的な対策工法を検討するとともに、原因者に対する履行指導等を継続しながら、産廃特措法に基づく国の財政支援を見据えて、環境省との協議を進めていきます。

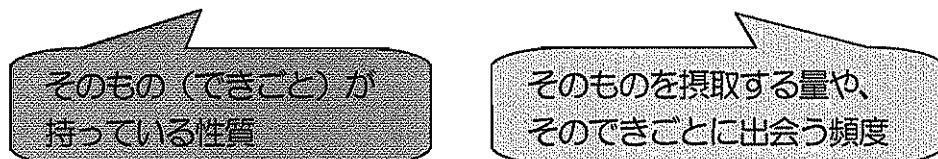
なお、産廃特措法は平成24年度末に失効するため、法の延長が必要であり、「国の予算編成等に関する提言」等の機会を捉えて要望を行っていきます。

【四日市市大矢知・平津事案に係る「リスク評価表」本編抜粋】

(1) 「リスク」とは

「リスク」とは、「危険や損失が生じる可能性」のことを言い、そのもの（できごと）固有の有害性と、そのものを摂取する量（接触する機会）の兼ね合いでその大きさが決まります。

$$\text{リスク} = \text{危険(有害)性} \times (\text{接觸する})\text{量}\cdot\text{機会}$$



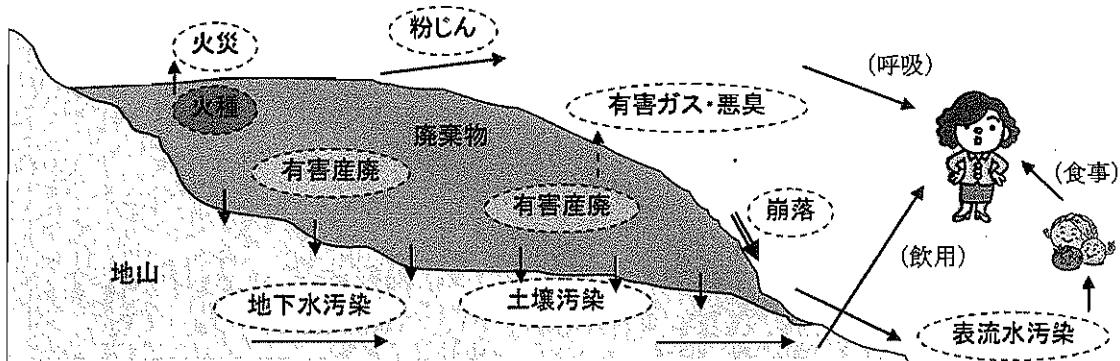
例えば、非常に有毒な物質であっても、それが密封された容器内にあり、厳重に管理されていて、人が触れる可能性がなければ、(その状況における)リスクは小さいと言えます。反対に、十分な管理がなされておらず、漏洩したり、持ち出されたりするおそれがある場合には、現実に問題が生じる可能性(リスク)は大きくなります。

(2) 「リスク評価」とは

「リスク評価」とは、リスクの要因(発生源)と、受け手(人体など)までの経路を考慮してリスクの大きさを評価し、そのリスクが許容できるか否かを決定する全体的なプロセスのことです。

すなわち、「リスク評価」を通じて目指すものは、科学的な根拠による「安全」の確保と共に、関係者間の信頼と理解を得る「安心」の確保です。

(参考) 廃棄物不適正処理現場で一般的に想定される主なリスク要因と経路

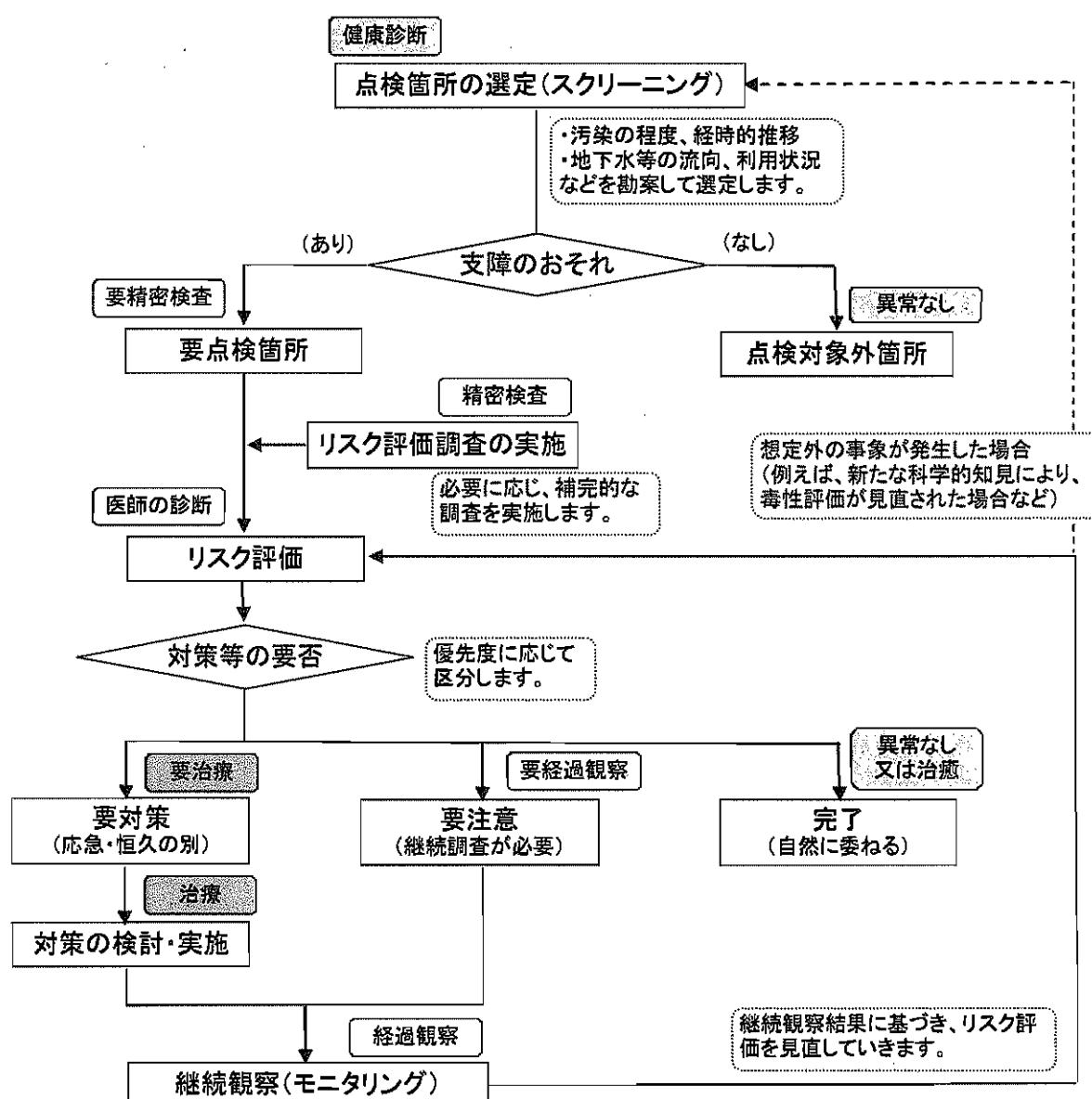


「不法投棄現場等現地調査マニュアル」(産業廃棄物処理事業振興財団)を参考として作成

なお、こうした評価は、次にどのような対策が必要であるのかを、共通のリスク認識に立って考えるためには是非とも必要なものです。

(3) 本事案におけるリスク評価・管理の手順

本事案のリスクを「人の病気」に例えて¹⁾、リスク評価を次のようなフローに従って行います。フローでは、まず点検すべき箇所を洗い出し（健康診断・精密検査）、次にその箇所のリスク評価を行い（病気の診断）、その後、そのリスク評価に従って対策を講じたり（治療）、調査を継続する（要経過観察）などを行い、最終的に生活環境保全上の支障がなくなるまで（治癒）このサイクルを繰り返し管理（定期検診）していくことを考えています。



(※ 色付けした四角形は、人の健康管理になぞらえたものです。)

1) 古市徹 監修／土壤・地下水汚染診断・修復システム開発研究会 編著 (2006年)

「土壤・地下水汚染 一循環共生をめざした修復と再生ー」 (株)オーム社

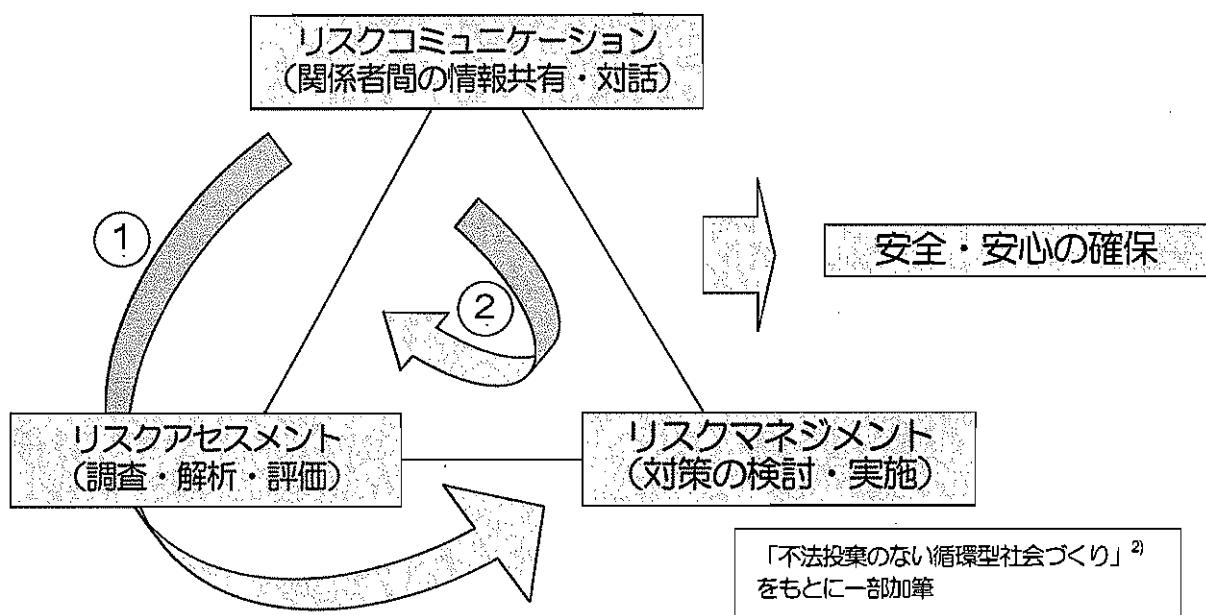
従って、本事案におけるリスク評価表（カルテ）は、ある時点で作成しそれで終わるというものではなく、各点検すべき箇所（病気）において生活環境保全上の支障がない（治癒）と判断されるまで、継続的にモニタリング（経過観察）を行い、逐次更新していくものであり、リスク評価・管理において利害関係者（住民、行政、学識経験者など）が共通のリスク認識に立って適切かつ効率的に対応を行うための資料となるものです。

(4) 協働型リスクコミュニケーションの必要性

前述したリスク評価の定義で示したように、技術的にはリスクの大きさの評価ができるても、そのリスクに関する許容レベルを関係者間で合意しなければなりません。そこで、リスクコミュニケーションが必要となります。

過去の不法投棄等事案におけるリスクコミュニケーションに関する研究²⁾によると、行政主導のリスクコミュニケーション、すなわち、住民不在のまま調査を行い、対策方針を決定してしまった後に住民へ結果を報告するというやり方、さらに言えば、対策方針ありきのやり方に住民の不満・不信が多かったことを指摘し、以下の図のように、最初に住民と協働してリスクコミュニケーションを行うことで、事前に調査や対策に関する問題を共有しながら対策方針を決定していく「協働型リスクコミュニケーション」の必要性を提案しています。

・「安全・安心」確保のメカニズム



ループ①：・住民の声を反映した調査　・住民と共に客観的な対策決定

ループ②：・コストも含めた調査　　・協働した合理的な対策選定

2) 古市徹、西則雄 編著 (2009年)

「不法投棄のない循環型社会づくり－不法投棄対策のアーカイブス化－」 (株)環境新聞社

リスク評価表(抜粋)

評価年月日： 年 月 日

箇所名	(写真)	(平面図)	(断面図)	判定	
				A:要対策	B:要注意
概況	(写真) 番号は箇所図と対応しています。 H17-29井戸は、法面の裾にある。 (右側がトラックターミナル)	(平面図) 断面図の位置を示します。 H17-29 H16-21 A A' 表流水の流向を示します。	(断面図) A H17-29 H16-21 Tg-g Tg-c Tg-v Tg-g 地下水の流向を示します。	A H17-29	B H16-21
評価対象地点	地下水:H17-29-2(第2帶水層)、調査箇所の井戸番号、帶水層区分等を示します。				
主な評価項目	地下水:砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン、評価箇所のリスク項目、原因物質等を示します。				
評価	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の状況等をふまえ、リスクを評価します。 H17-29-2は、廃棄物層のパターンに類似している。 第2、第3帶水層とも、南～東方向に沈み込んでおり、地表付近には現れず、利用もされていない。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> 水质モニタリングを継続する必要がある。 評価結果をふまえ、今後の対応案を示します。 				

評価の根拠とした調査結果

(水質調査結果の概要)

砒素、ふつ素等元素名を記載しているものは、その化合物も含みます。

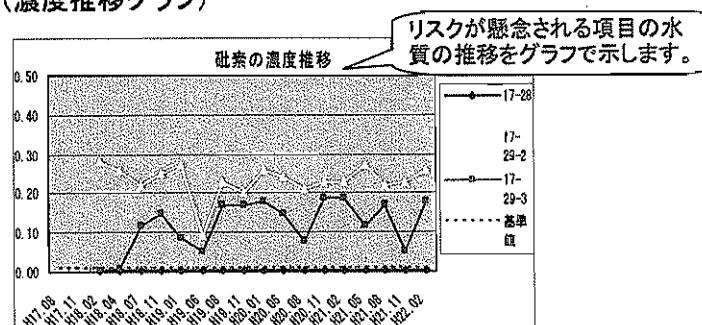
箇所	項目	濃度範囲(半端.mg/L)		基準超過回数 /測定回数	環境 基準	排水 基準
		最小値	最大値(基準超過倍率)			
H17-29-2	砒素	0.092	0.28 (28倍)	17/17	0.01	0.1
	ベンゼン	0.007	0.019 (1.9倍)	12/17	0.01	0.1
	ふつ素	3.0	4.9 (6.1倍)	17/17	0.8	8
	ほう素	10	26 (26倍)	17/17	1	10
	1,4-ジオキサン	0.53	0.53 (11倍)	1/1	0.05	検討中
H17-29-3	砒素	<0.005	0.19 (19倍)	15/17	0.01	0.1
	ベンゼン	<0.001	0.015 (1.5倍)	9/17	0.01	0.1
	ふつ素	<0.08	3.1 (3.9倍)	16/17	0.8	8
	ほう素	1.0	19 (19倍)	16/17	1	10
	1,4-ジオキサン	0.57	0.57 (11倍)	1/1	0.05	検討中

・砒素、ベンゼン、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサンの5項目が環境基準を超過。

赤字は、環境基準超過

これまでの調査で基準を超過した項目について、その概要を示しています。

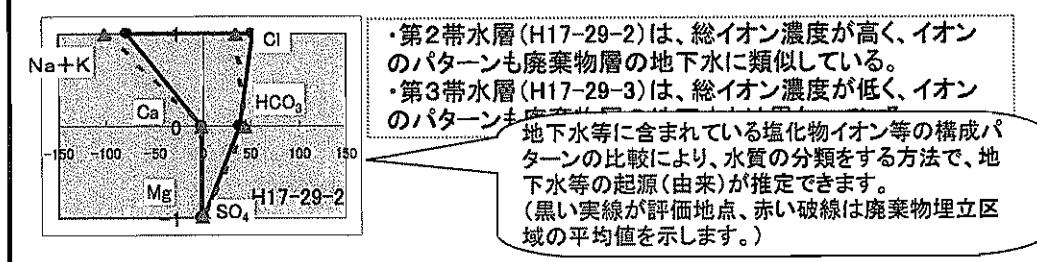
(濃度推移グラフ)



・砒素は概ね横這いの傾向。

地質名	地質記号	記事
盛土・覆土層	B	盛土、覆土、埋土
廃棄物層	W	廃棄物
沖積層	ai	粘土、シルト、砂
東海層群	To-g	砂礫層
	To-s	砂層 (第1帶水層)
	To-v	火山灰層
	To-c	シルト、粘土層
暮明累層	Tg-g	砂礫層 (第2帶水層)
	Tg-v	火山灰層
古野累層	Tk-c	シルト、粘土層
	Tk-v	火山灰層
	Tk-s	砂層 (第3帶水層)
	Tk-g	礫層

(ヘキサダイヤグラム: 黒実線は評価地点、赤破線は廃棄物埋立区域地下水の平均)



・第2帶水層(H17-29-2)は、総イオン濃度が高く、イオンのパターンも廃棄物層の地下水に類似している。

・第3帶水層(H17-29-3)は、総イオン濃度が低く、イオンのパターンも異なる。

地下水等に含まれている塩化物イオン等の構成パターンの比較により、水質の分類をする方法で、地下水等の起源(由来)が推定できます。(黒い実線が評価地点、赤い破線は廃棄物埋立区域の平均値を示します。)

(3) 箇所別リスク評価

ア リスク評価を行う箇所 (今後の調査結果等により追加・修正されることもあります)

a 廃棄物埋立区域及び周縁部

潜在的リスク要因(廃棄物の存在)

(A) 処分場及び許可超過区域

- 埋立廃棄物から鉛等が溶出
- 廃棄物層内の地下水が維持管理基準(又は環境基準)超過
- ボーリング孔内で、硫化水素、メタンを検出(H16-15、H16-16等)
- 表層土壤で、鉛、ふつ素が含有量基準超過(H16-20、H16-21)

(B) 隣接区域

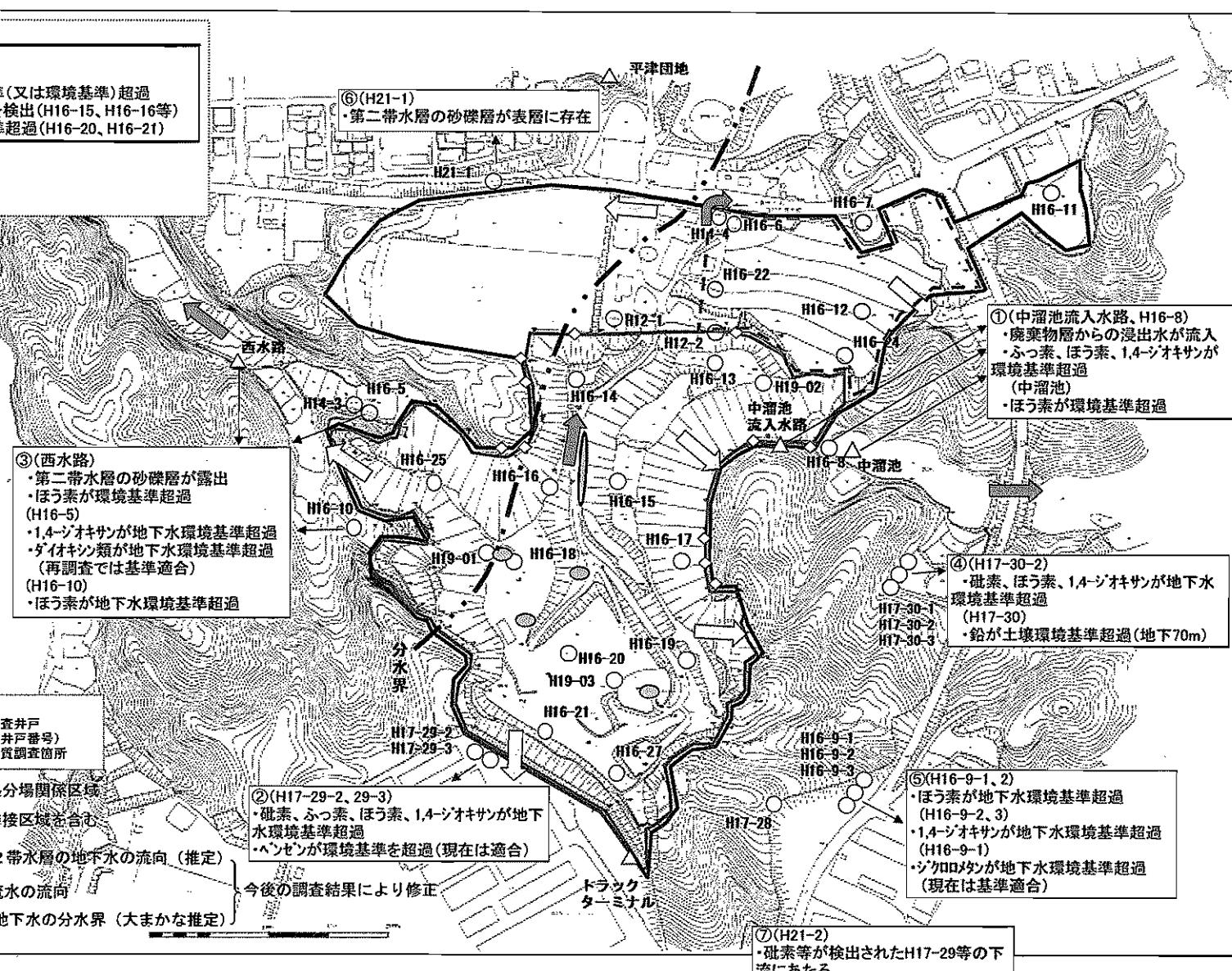
- 廃棄物埋立
- ・アイアンクリー埋立(H16-12)

土木的リスク

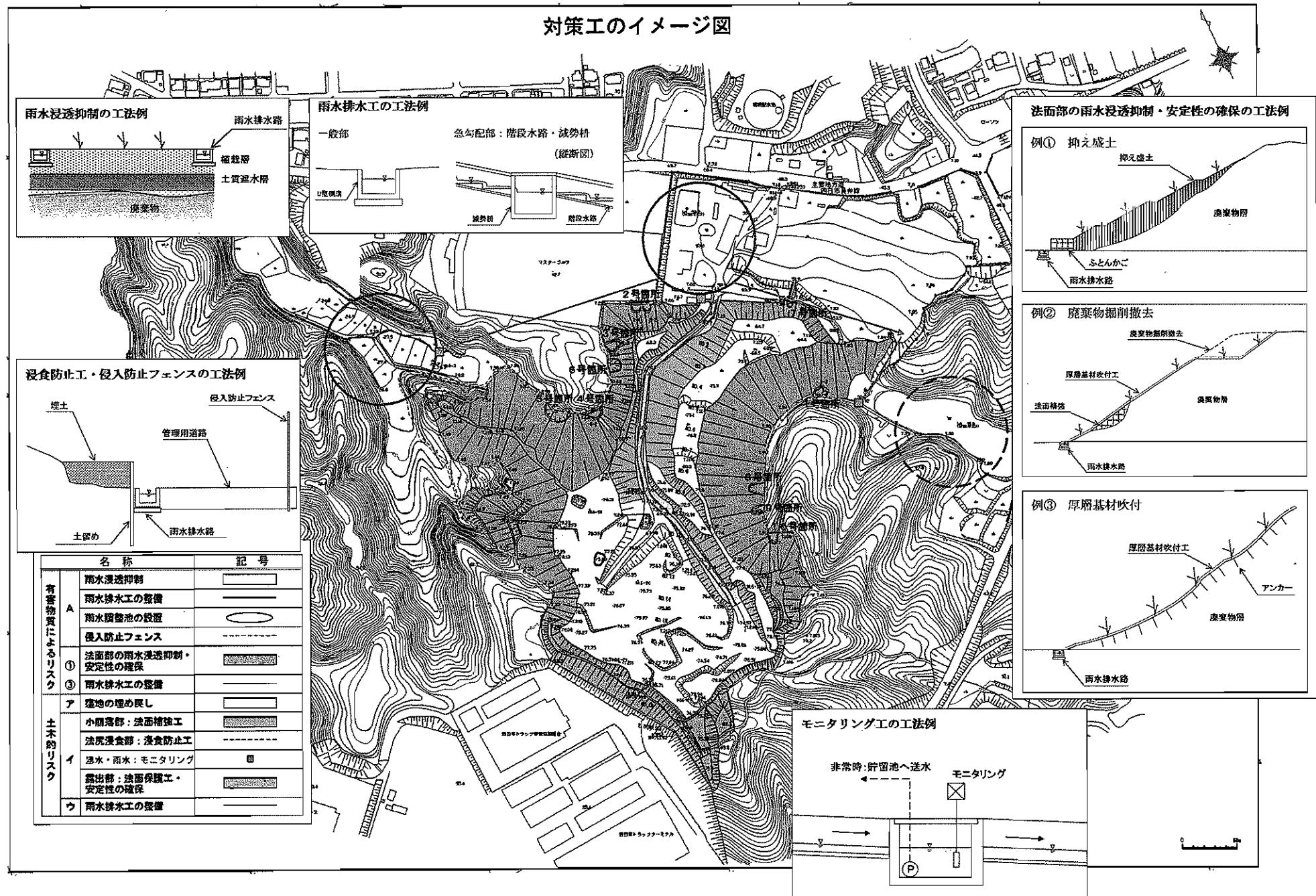
- ⑦(場内窪地)
・降雨時に窪地に水溜りができ、雨水が浸透する。

- ①(場内及び周縁法面)
法面に小崩落痕や表層すべりの形跡、法尻浸食が見られる
・廃棄物が露出している

- ⑨(雨水排水)
・雨水排水が適切に排除されない



H21-2 ○ (トラックターミナル南側交差点の南角)



8. 三重県地球温暖化対策実行計画中間案

1 計画策定の趣旨

この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画として策定するもので、平成 22 年度を目標とした現行の三重県地球温暖化対策推進計画に替わる新たな計画です。

この計画では、達成すべき温室効果ガスの削減目標を示し、すべての県民や事業者が主体的に行動を起こして取り組む方策を示しており、県民、事業者、行政等の多様な主体が協働して地球温暖化対策を推進することで、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で豊かな社会の実現を目指します。

2 計画の期間

計画期間は、平成 23(2011) 年度から平成 32(2020) 年度までの 10 年間とします。

3 計画の目標

2020 年度における三重県の温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 10% 削減（森林吸収量 2% 含む）します。（2005 年度比で 20% 削減）

4 計画の基本的な取組

(1) 事業者による自主取組の促進

大規模事業所に対しては、生産活動からの温室効果ガス排出量の削減に加えて、地域での環境活動の取組等を評価・公表する制度の導入を検討し、地球温暖化対策に積極的な事業者の取組が社会的に評価される仕組みを構築します。また、中小事業所においては、二酸化炭素の削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセット等の仕組みによって、省エネルギー取組等を促進します。

(2) 各主体が連携して取り組む二酸化炭素排出削減県民運動の推進

太陽光発電の導入や環境にやさしい商品購入等の県民の消費行動による二酸化炭素削減取組の効果を「見える化」し、地球温暖化防止行動のきっかけとします。また、その削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセット等の仕組みによって、県民や事業者などが連携した取組を促進します。

(3)自動車交通のエネルギー利用効率の向上

電気自動車などのエコカーの導入を促進するとともに、セミナーや実地研修等を通してエコドライブを広く普及し、実践を促します。

また、自動車からの排出量の約4割を貨物自動車が占めていることから、特にトラック事業者のエコドライブ等の取組を重点的に推進します。

(4)新エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入

地球温暖化防止活動推進センターや市町等と連携して省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発を行うとともに、事業者等への補助制度により太陽光発電設備やバイオマス利用設備等の導入を進めます。

(5)各主体と連携した人づくりの推進

次代を担う子どもたちが環境について理解を深め、地域の環境保全やより豊かな環境づくりに向けて主体的に行動していくため、大学などの教育機関や事業者、NPOなどの多様な主体と連携し、地域に根ざした環境教育プログラムの検討を行います。

5 計画の推進と進行管理

県民、事業者、大学等で構成する「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会（仮称）」を設置し、各主体と連携して計画の推進を図ります。また、この組織等を活用して、P D C Aサイクルを取り入れた計画の進行管理を行います。

6 今後のスケジュール

平成23年3月～4月	パブリックコメント、市町への意見聴取
5月～6月	三重県環境審議会における最終案の審議
6月	計画策定、議会報告、公表

7 その他

地球温暖化対策基本法案等の今後の国の動向に応じて、計画の内容を点検していきます。

三重県地球温暖化対策実行計画

～低炭素社会の実現に向けて～

目指す将来像

基本的事項

1 計画の趣旨
地域の環境行政の担い手として主導的に地球温暖化対策に取り組み、県民、事業者、行政等のさまざまな主体が協働して地球温暖化対策を展開することで、中期的な削減目標を達成し、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で豊かな社会の実現を目指す。

2 計画の位置づけ
地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」

3 計画の期間
平成23(2011)年度から平成32(2020)年度まで

4 基準年度
平成2(1990)年度

5 対象とする温室効果ガス
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)

計画の削減目標

2020年度における三重県の温室効果ガス排出量を1990年度比で10%削減します。(森林吸収量2%含む)
(2005年度比20%削減)

るべき姿・理念

低炭素社会の実現

将来ビジョン

くらし こころ豊かなストローなくらし

まちづくり みんなで取り組むエコなまちづくり

ものづくり

低炭素なものづくり

温暖化の現状と防止に向けた取組

1 地球温暖化のメカニズム

温室効果ガスが生物の生息に適した環境を保ってきたが、人間の社会活動の拡大による化石燃料の大量消費により、大気中の二酸化炭素濃度が増加(産業革命前280ppm→2005年に379ppm)し、1906年から2005年の100年間で世界の平均気温は0.74°C上昇した。

2 世界中で見られる地球温暖化による影響

地球温暖化が進むと、気温や海水温の上昇や地域により降雨量の増減や海面の上昇などの気候変動が生じる。このことにより、洪水や暴風雨による被害の増加、穀物生産性の低下、生物種の絶滅リスクの増加などの影響がある。

3 地球温暖化防止に向けた取組

【産業・業務部門】
地球温暖化対策計画書制度の推進、M-EMS促進、省エネルギー診断等

【家庭部門】
地球温暖化防止活動推進センターによる啓発
省エネルギー活動促進等

【新エネルギー】

新エネルギーに基づく新エネルギー導入支援、普及啓発等
【森林吸収源対策】
森林再生「三重の森林づくり」の実現

4 県民・事業者の意識と取組

【県民】
地球温暖化問題への関心は、必ずしも具体的な行動に結びついていない。

【産業】
体制を整備して取組を進めており一定の対策が進んでいる。

【民生業務】
産業に比べると取組率は低い。運用による改善は進んでいるが設備導入は進んでいない。

温室効果ガス排出量の現状と将来予測

現状

2008年度の三重県域の温室効果ガス排出量は、事業活動の増加に伴い、1990年度比で14.0%増加している。

【産業部門】排出原単位は改善、事業活動が増加し排出量が増加

【民生業務部門】延べ床面積の増加に伴い排出量が増加

【民生家庭部門】世帯数の増加に伴い排出量が増加

【運輸部門】排出原単位が改善し排出量は減少傾向

将来予測

このまま何も対策をしなければ、三重県域の温室効果ガス排出量は2020年度には1990年度比で16%増加する。

取組の基本的視点

意識から行動へ

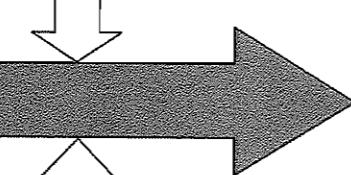
県民や事業者の地球温暖化問題への関心を、具体的な行動に結びつける

協働連携の取組

県民一人ひとり、事業者それぞれの取組から、地域や社会の中での連携した取組に広げていく

資源の有効活用

化石燃料の使用削減、新エネルギーの導入に取り組み、生活の中で出来る限り資源・エネルギーの無駄使いをなくし、再利用やリサイクルを推進する



各主体の役割

【県民】

- 日常生活での環境配慮
- 環境保全活動への参加

【事業者】

- 環境配慮の取組推進
- 事業活動でのCO₂削減

【市町】

- 計画策定・推進
- 率先実行
- 地域の対策推進

【地球温暖化防止活動推進センター】

- 県民への情報提供・普及啓発
- 温暖化防止行動の促進

【団体・NPO・大学等】

- 多様な主体と連携した環境保全活動の展開
- 環境教育の推進

【県】

- 地球温暖化対策の率先実行
- 地球温暖化防止の普及啓発
- 県民・事業者等の行動促進

県の取組

基本的な取組

基本取組1 「事業者による自主取組の促進」

基本取組2 「各主体が連携して取り組むCO₂排出削減

県民運動の推進

基本取組3 「自動車交通のエネルギー利用効率の向上」

基本取組4 「新エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入」

基本取組5 「各主体と連携した人づくりの推進」

【産業部門】

- 地球温暖化対策計画書制度による自主取組の促進
- カーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進
- 省エネルギー診断、M-EMSの普及による取組促進
- 環境経営の促進
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

【民生業務部門】

- 消費行動と連携したカーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進
- 省エネルギー診断、M-EMSの普及による取組促進
- 環境経営の促進
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
- 環境配慮型店舗の推進

【民生家庭部門】

- カーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進
- 家庭での省エネルギーの促進
- 環境教育の推進
- 地産地消の促進によるフードマイレージ削減での排出削減
- 住宅の省エネルギー対策の促進
- 「ごみゼロ社会」づくりの推進

【運輸部門】

- エコモビリティ優良事業所認定制度の構築による自主取組促進
- 環境にやさしい運転方法であるエコドライブの普及促進
- エコカーの導入推進
- 公共交通の利便性の向上

【新エネルギー導入・イノベーション推進】

- 新エネルギーの普及促進
- グリーン・イノベーションの推進
- 公共施設への新エネルギー導入

【森林整備等によるCO₂吸収効果発揮】

- 森林整備の推進
- 森林づくりへの県民参加の推進
- 緑の循環を通じた森林整備の促進
- 緑地の保全と緑化の推進

三重県の率先実行

- 運用改善と施設更新による省エネルギー対策の推進
- 再生可能エネルギーの率先導入
- エコドライブ実践、エコカーの導入
- 職員の率先した環境配慮行動

国の取組

地球温暖化対策基本法案

国内排出量取引制度の創設

地球温暖化対策税の検討

再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設

【日々の暮らし】

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

【国際協力】

- 国際的連携の確保

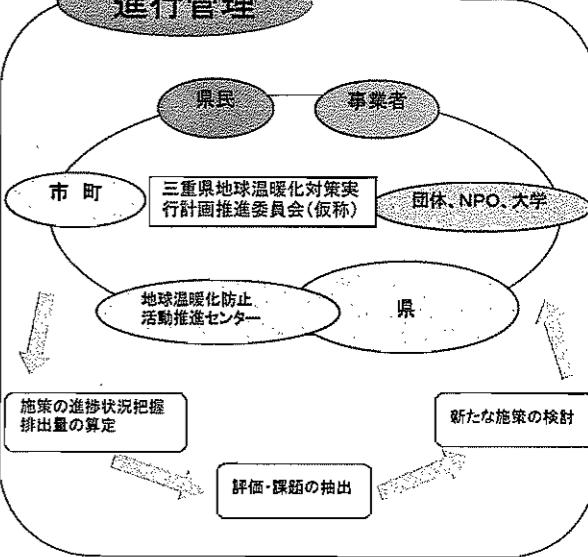
【地域づくり】

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

【ものづくり】

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- エネルギーの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化防止に資する新たな事業の創出
- 地球温暖化への適応等

進行管理



9. 森林・林業再生に向けた取組

1 本県の林業の現状とこれまでの取組

- (1) 三重県の人工林資源が利用の段階を迎え、間伐は順調に実施されていますが、収益性が見込めないことから、木材が搬出されずに伐り捨てられるなど、その多くが有効に活用されていません。
- (2) このため、平成21年度から、「がんばる三重の林業創出事業」に取り組み、森林の団地化、施業の集約化、路網の整備と間伐作業等を一体的に実施しています。その結果、利用間伐が徐々に進み、製材工場等への木材の直送が増加するなど、明るい兆しが見えつつあります。

(参考) がんばる三重の林業創出事業の実績（実績見込み）

	新規団地数	団地面積	搬出材積	直送木材量
平成21年度 実績	48団地	3,282ha	16,213m ³	7,249m ³
平成22年度 実績見込み	25団地	1,700ha	28,000m ³	12,200m ³

2 森林・林業再生に向けた国の動き

- (1) 国では、育成から利用の段階を迎えた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立、山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図るため、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%以上」を目指した「森林・林業再生プラン」を策定しました。
- (2) このプランは、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に位置付けられるなど、森林・林業の再生は、国全体の成長を支える分野のひとつとして大いに期待されています。

○国の改革の方向

- ①適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
 - ・意欲と能力を有する森林経営計画（仮称）作成者に限定して支援する森林管理・環境保全直接支払制度の創設
- ②木材生産の低コスト化に向けた集約化施業、路網整備等の加速化
- ③担い手となる林業事業体の育成
- ④国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
- ⑤フォレスター等必要な人材の育成

3 今後の取組

国の動きに対応しつつ、林業の低コスト化、木材の安定供給体制の構築等をさらに進め、県産材の生産量増大を図ります。

- ①国の「森林管理・環境保全直接支払制度」、県の「がんばる三重の林業推進事業」等により、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入等を促進し、木材生産の低コスト化を進めます。
- ②地域における原木の安定供給、製材工場等への直送等流通の合理化を図るとともに、加工部門における品質管理の徹底や安定供給に向けた連携体制づくりに取り組みます。
- ③県産材の需要拡大を図るため、公共建築物等における木材利用や木質バイオマス燃料等の利用を促進します。
- ④集約化の推進、木材の安定供給体制の構築に必要な多様な人材の育成を進めます。
 - ・高度な技術を持った高性能林業機械の指導的オペレータ
 - ・木材の流通コーディネータ 等
- ⑤「林建連携木質バイオマス利用促進事業」等により、建設業をはじめとする異業種からの林業への新規参入を促進します。

(図) 今後の取組



10. 鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥の監視体制

1 死亡野鳥等の簡易検査の実施

(1) 発生地周辺の対応

2月16日に紀宝町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受け、発生地周辺（半径10km以内）の野鳥の監視体制を強化し、カラスを含め感染リスクの高い33種は1羽から、その他の種は、同一場所で3羽以上（小型哺乳類を含む）死亡している場合に、簡易検査を実施する「レベル3」の監視体制で対応しています。

また、2月26日の南伊勢町の養鶏場での発生事案についても、発生地周辺（半径10km以内）の監視体制を「レベル3」に強化しています。

【警戒区分別対応】

レベル2：感染リスクの高い種は、死亡等1羽から、ただし、カラス類は、同一場所で2羽以上死亡等している場合

その他の種は、同一場所で10羽以上死亡等している場合

レベル3：感染リスクの高い種は、死亡等1羽から（カラス類含む）、
その他の種は、同一場所で3羽以上死亡等している場合（小型哺乳類を含む）

(2) その他の地域

平成22年10月に、北海道でカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されて以来、「レベル2」で死亡野鳥等の回収・簡易検査の実施を行っています。

(3) 簡易検査の結果

死亡野鳥等について、各家畜保健衛生所での簡易検査結果は、すべて陰性でした。

なお、簡易検査で陰性であっても、国の検査機関で遺伝子検査（PCR検査）を実施しています。

※ 三重県内の簡易検査実績

平成22年10月 : 0件（0羽）

11月 : 1件（1羽）

12月 : 6件（8羽）

平成23年 1月 : 21件（24羽）

2月 : 44件（62羽）

2 発生地周辺の鳥類生息状況等調査

紀宝町及び南伊勢町の発生地周辺において、野鳥の飛来地となっている箇所を中心に生息状況を調査しており、特に異常は認められませんでした。

・ 2月 17日 (木) 紀宝町発生地周辺	6カ所	異常なし
・ 2月 18日 (金) 紀宝町発生地周辺	11カ所	異常なし
・ 2月 27日 (日) 南伊勢町発生地周辺	5カ所	異常なし
計 22カ所		

3 環境省と連携した野鳥調査等

3月3日から5日まで、紀宝町及び南伊勢町の発生地周辺において、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染等の現況を把握するため、環境省と県が協力し、糞便調査を実施します。

4 普及啓発

ホームページ等で死亡野鳥を発見した場合の連絡先や接し方等について県民に周知するとともに、三重県獣友会等に死亡野鳥等の情報提供について改めて協力を依頼しました。

5 今後の対応

今後も引き続き、死亡野鳥等の監視体制を強化し、野鳥等の高病原性鳥インフルエンザ感染の早期発見に努めます。

【参考：感染リスクの高い野鳥（33種）】

- ・ カイツブリ目（3種）：カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ
- ・ ペリカン目（1種）：カワウ
- ・ コウノトリ目（5種）：アオサギ、ダイサギ、アマサギ、ゴイサギ、コサギ
- ・ カモ目（9種）：コブハクチョウ、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、オナガガモ、マガン、シジュウカラガン、ホシハジロ、キンクロハジロ
- ・ タカ目（7種）：オオタカ、チュウヒ、ノスリ、クマタカ、サシバ、ハヤブサ、チョウゲンボウ
- ・ ツル目（2種）：オオバン、バン
- ・ チドリ目（1種）：ユリカモメ
- ・ フクロウ目（2種）：ワシミミズク、コノハズク
- ・ スズメ目（3種）：ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス

11. 包括外部監査結果に対する対応

(1) 平成 21 年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 全般的な監査結果		
9. 三重県環境学習情報センター		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】	<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、毎月の運営会議の中で業務報告書の内容につき報告を受けるとともに情報共有及び問題事項への対応策の協議を行っているとのことであった。</p> <p>現地視察についても随時実施しているとのことであるが、特に決められた手順等はないとのことであった。</p> <p>現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>◎ 指定管理者制度にかかるモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手続き」を踏まえ、環境学習情報センターでの事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。</p> <p>現地視察時においても、モニタリング手順書により行っています。</p>
(2) マニュアルの共有について【意見】	<p>日常の業務に関するマニュアルは、指定管理者の本社で作成され、センター職員はこれを利用している。しかし、現金出納に係る日常手続についてまとめられた文書については、上記マニュアルに含まれておらず、センターの現金取扱担当者と上席者の 2 名にのみ渡されていた。</p> <p>他の職員の実施している業務について定められた手続を、各職員が把握可能な状況にしておくことにより、相互牽制が可能となる。手続書や手順書に類するものは、マニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるような体制にしておくことが望まれる。</p>	<p>◎ 現金出納に係る業務について定められた手続きを職員全員が把握可能な状態にし、相互牽制が可能になるよう改善するため、手続書や手順書に類するものは、他のマニュアルと同様に、直接の担当者だけでなく他の職員も共有できるよう、現金出納手順書を共有ファイルとして作成し、職員全員が閲覧可能な状態に改善しました。(平成 22 年 1 月から既に実施済み)</p>

10. 三重県民の森

(1) 事業報告の支出額の網羅性について【意見】

平成20年度の事業報告における収支差額は0円とされている。支出額に合わせて収入額を精算する方法を取らない限り、生きた事業活動を営んでいるのであれば収支差額が0円になることは考えにくい。このことを前提として、支出額の網羅性について質問した結果、燃料費の一部について、支出額が指定管理料を超える金額については、指定管理事業の支出に含めないように調整したことであった。

この支出額に含まれていない燃料費は、連合会の業務と当該指定管理業務を兼務している管理職員が、指定管理業務に従事した際のガソリン代のうち、従事した時間が一日に満たない場合にかかった分である。

業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。コスト削減に努め、必要なサービスを実施した上で、収支差額がマイナスになっているのであれば、その一点を持って評価を下げるべきではない。また、その状況の改善のために関係者全員が知恵を絞るべきであり、場合によつては今後の指定管理料の見直しを含めた検討を行うことも必要であろう。

そのためには、指定管理業務にかかった運営費をもれなく正確に算定し、事業報告に記載するべきである。

◎ ご指摘の趣旨に沿い、指定管理業務に要した経費についてはもれなく正確に把握し、年度末に提出する指定管理者事業報告書に記述してまいります。
(平成21年度について正確に把握し、記述しました。)

環境森林部
三重県森林組合連合会

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管しているとのことである。

年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。

これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。

◎ 指定管理者制度にかかるモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手引き」を踏まえ、三重県民の森での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。

現地視察時においても、モニタリング手順書により行っています。

環境森林部
三重県森林組合連合会

<p>(3) 備品点検について【意見】</p> <p>備品の点検については「三重県民の森遊具点検実施要領」に基づき、職員による月次点検・業者による定期点検が行われている。</p> <p>同実施要領上、点検において異常のあった遊具は、「その程度に応じて遊具の使用制限もしくは補修などの応急処置を講じる」旨が規定されている。</p> <p>しかし、施設点検表（職員による月一回の定期点検）を閲覧したところ、「C」判定＝部分的に異常があり対策が必要、とされた項目について、経過観察となつたものについて、その判断根拠が明確になっていなかった。実際上席者は職員による月次点検の内容を把握しており、口頭ベースで対応を協議しているとのことであるがこうした経緯が明確になっていない場合万が一事故が発生した場合の責任の所在が曖昧になる虞がある。</p> <p>そのため経過観察等の判断をし、具体的な措置を講じない場合はその判断根拠を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>◎ 職員において毎月1回遊具の定期点検を実施していますが、平成21年12月からはご指摘の趣旨に沿い、経過観察等の対応についても紙面により明確化が図られるよう改善措置を講じました。</p>	環境森林部 三重県森林組合連合会
<p>(4) 情報管理チェックリストの運用について【意見】</p> <p>指定管理者は、個人情報保護に関するマニュアルを定めており、これに基づいて「個人情報保護チェックリスト」が設けられ、定期的に職員が各自点検を行うことになっているが、平成20年度までの運用実績はなかった。</p> <p>今後は情報管理に関する教育訓練を実施した際などにおいて「個人情報保護チェックリスト」を使用し、その結果を文書として保管することが望まれる。</p>	<p>◎ ご指摘の趣旨に沿い、平成22年1月、個人情報保護チェックリストを使用した教育訓練を実施し、文書として保管しました。今後も引き続いて情報管理に関する教育訓練を実施してまいります。</p>	環境森林部 三重県森林組合連合会
1.1 三重県上野森林公园		
<p>(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p> <p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告内容について書面でのチェックを行うとともに、利用者からのクレームに対してその都度指定管理者と協議し、対応策を講じているとのことであった。また、現地視察を月1回程度実施しており、問題事項への対応、イベントの状況視察などを実施している。</p> <p>現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りについては復命書及びその添付資料として記録を行い、上席者の決裁を受けたうえで文書として保管していることである。</p> <p>年度末の事業報告については、関係書類の提出を求め、事業の実施状況並びに経費の支出について調査を行っているとのことである。</p> <p>これらの調査手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるようなマニュアルや手順書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>◎ 指定管理者制度にかかるモニタリングについては、総務部において改正された「指定管理者制度の手引き」を踏まえ、三重県上野森林公园での事業内容や特色等を加味したモニタリング手順書等を作成しました。</p> <p>現地視察時においても、モニタリング手順書により行っています。</p>	環境森林部 伊賀森林組合

(2) 平成 22 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
1. 各研究開発機関の監査の意見及び指摘		
2. 林業研究所		
(1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について【結果】 <p>「三重県会計規則」第76条では、100万円以上の取引については契約書を作成するよう定められている。しかし、支出金額が1,433千円（税込）の需用費（消耗品費）について関連資料を依頼したところ、契約書が作成されていなかった。この理由については、三重県会計規則76条2項2号及び5号を適用して判断したことであるが、2号は契約と納入がほぼ同時である等、契約不履行等の危険が少ない場合に限定されるものと考えられるが、支出負担行為整理兼支出命令書決裁日（平成21年9月24日）と納入日（同年12月22日）は乖離しており、本取引に適用することは適切ではない。また5号についても、相手先は組合であり官公署とは異なるため、適用は適切ではないと考える。例外規定は出来るだけ限定期的に捉えるべきである。</p> <p>契約書が作成されていなければ、契約違反や業務の遅延等の問題が発生した場合に契約内容が証明できないため、契約書は必ず作成し、当研究所にて 1 部保管すべきである。</p>	契約書作成については、今後、三重県会計規則等を順守し、適正な会計事務を行います。 環境森林部	
(2) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】 <p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にあるのが現状である。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができるときのみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p> <p>a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のようなアンケートを行うことが考えられる。</p>	研究所で購入する試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にあります。が、公平・公正性・透明性・競争性の観点から原則一般競争入札を実施します。 入札の結果、1者応札となった場合には、出納局通知の「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応します。 また、併せて1者入札の有効性を判断したときは、その理由を具体的に記録します。 なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。 環境森林部 出納局	

<p>① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>③ 現行制度の不満点について なお、②については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加しなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならぬ。この際、次のようなことに留意することが望ましい。</p> <p>① 契約に関する会議においては、議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する</p> <p>② 他者との競争が可能な部分については、切り離して発注する</p>
--

(出納局対応方針)

1者入札の場合には「三重県物件関係 1者入札対応について」に基づき対応する必要があることを各所属に改めて周知します。

また、併せて、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導します。

なお、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。

(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】

委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとすることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっていないか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。

今回該当の委託業務については、庁舎管理に係る業務及び育種林整備事業でしたが、予定価格を算定する際には、事業内容を精査し過大な見積もりがないか検討します。

環境森林部

(4) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱について【意見】

平成21年度に支出した備品購入費については、決裁書等の書類の整備、資料間の整合性の確保等、形式的な手続面については問題はなかった。しかし、一般競争入札を行った案件については、いずれも落札率が高く十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残る。
--

1者応札の案件について、(2)アの意見を参考に、選定過程を再検討することが望まれる。

注) (2)ア 1者応札の契約に関する取扱について

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリング等を実施する

備品購入においても、公平・公正性、透明性、競争性の観点から一般競争入札を実施しております。

しかし研究所で購入する備品のうち、試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にあります。

今後は、出納局通知の「三重県物件関係 1者入札対応について」に基づき対応します。

また、併せて1者入札の有効性を判断したときはその

環境森林部

<p>ことも考えられる。</p> <p>b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、またインフラを整備したうえで随意契約へ変更することも考えられる。</p>	<p>理由を具体的に記録します。</p> <p>なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。</p>	
<p>(5) 使用していない農薬の計量について【結果】</p> <p>実際保有量を計量し、研究所作成の調査報告書（平成22年5月28日付け）とその後の使用を記録した受払簿の合計との一致を確かめたところ、1件（ディプテレックス乳剤（劇薬）、報告書残高532g）について実際残高が180g多かった。</p> <p>記入漏れや不正な持ち出しによる流用のおそれがあるため、受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方を行い、不正な利用や盗難などを把握する必要がある。したがって、規程に定められた月には残量を測定し、その記録に基づき報告すべきである。</p>	<p>林業研究所毒劇物管理規程を順守し管理を行います。</p> <p>また、3か月ごとの保管量の報告にあたっては、その期間の使用実績の有無に関係なく残量を測定するよう徹底しました。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(6) 鍵の管理について【結果】</p> <p>毒劇物等の管理状況については、当該冷蔵庫が設置された部屋は施錠可能であるにもかかわらず、施錠がなされていなかった。また、劇物保管用の冷蔵庫も施錠されていなかった。</p> <p>日中は施設の入り口自体が開放されている点を加味すると、現状の管理方法では不正な持ち出し・盗難の危険性が非常に高いと考えられるため、冷蔵庫に鍵を取り付ける、部屋に施錠する等、早期に現状を改善すべきである。</p>	<p>現在は、鍵のかかる試薬保管庫に管理するよう改善しました。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(7) 研究室のセキュリティについて【意見】</p> <p>研究所内の各部屋については、日中は職員の出入りがあるため扉の施錠がなされていない。人の出入がない研究室も開放されていた。棟の入り口が開放されている状況を鑑みると、使用していない部屋は施錠することが望ましい。</p>	<p>使用していない部屋は施錠するよう徹底します。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>(8) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ及び備品の棚卸規程の整備の必要性について【結果】</p> <p>現在は処分されているにもかかわらず、備品台帳上ワープロ（昭和63年購入、平成12年処分）が記載されていた。</p> <p>備品の管理については、三重県会計規則第127条及び三重県会計事務自己検査要綱により年1回確認することとなっているが、備品点数が多いことを理由に、研究所独自の方法により限定的な現物照合を行っている。そのため、持ち出しや盗難による不正な転用が発生したとしても発見できないような状態となっている。三重県会計規則第127条及び三重県会計事務自己検査要綱に準じた現物照合を実施する必要がある。</p>	<p>三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、平成22年度においては、すべての備品の現物照合を行いました。</p> <p>今後は、三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、年1回、すべての備品の現物照合を行います。</p>	<p>環境森林部</p>

(9) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【意見】

公有財産台帳における土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は学校用地となっていた。

登記簿上の地目を変更するには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。

公有財産台帳と登記簿上の地目の不整合については、改善するよう検討します。

環境森林部

II. 研究所共通の意見及び指摘

(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】

一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。

各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。

（ア）見積書やカタログより決定している場合

特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書を入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入時に添付されることで証拠として残される。

ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

（イ）インターネットや口頭確認により決定している場合

多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望

入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に努めます。

（出納局）

予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導します。

健康福祉部
環境森林部
農水商工部

出納局

<p>ましい。</p> <p>また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。</p>		
<p>(2) 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について【結果】</p> <p>三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていなかった。</p> <p>各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうかが不明確である。</p> <p>組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。</p>	<p>農水商工部において所管されております知的財産管理取扱マニュアル及び知的財産管理事務取扱要領につきましては、平成22年度に改正されることとなっております。環境森林部としては、この改正マニュアルに基づき、適切な事務処理を行っていきます。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(3) 知的財産に係る台帳の充実化について【意見】</p> <p>知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」）と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。</p>	<p>知的財産の管理台帳については、事務を所管する農水商工部が一括して管理しています。</p> <p>平成22年度以降に出願した特許等については、農水商工部において「特許等知的財産経費一覧表」が新たに作成され、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善されます。環境森林部としては、「特許等知的財産経費一覧表」に基づき適切な事務処理を行っていきます。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(4) 知的財産継続保持の判断について【意見】</p> <p>特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるという慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。</p>	<p>農水商工部において所管されております知的財産管理取扱マニュアルにつきましては、平成22年度に改正されることとなっております。環境森林部としては、この改正において特許権継続について明記されることを踏まえ、内規等の作成について検討します。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>

(5) 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて【意見】

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。

しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。

知的財産に係る使用料を算定するための実施工率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。

農水商工部において所管されております知的財産管理取扱マニュアル及び知的財産管理事務取扱要領につきましては、平成22年度に改正されることとなっております。環境森林部としては、この改正に基づき、適切な事務処理を行っていきます。

健康福祉部
農水商工部
環境森林部

(6) 研究テーマごとの支出把握について【意見】

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかつた。

研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るために重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人工費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられない。

そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていない。

研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行なうことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。

研究テーマごとの支出実績管理については、エクセルシートにより進捗管理を行います。

また、費用対効果については、研究員等の人工費を正確に把握する必要があります。そのためには、研究テーマごとの勤務実績管理を行わなければなりません。

まずは、業務日報を整備し、より正確なコスト管理に努めていきます。

健康福祉部
農水商工部
環境森林部

(7) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】

「情報セキュリティ実施手順」作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付いている研究所はなく、工業研究所が独自で記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。

情報の重要性に応じた情報セキュリティ対策を記載したマニュアル作成の必要性について検討します。

農水商工部
環境森林部

(8) 固定資産に対する付保状況について【意見】

今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していないことが判明した。コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額の精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういう職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。

購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。

現在、建物・動産その他高額機器を多数管理しており保険に加入した場合、多額のコストが生じることが想定されます。

このため、コスト削減の観点から保険の加入は一律行っていませんでしたが、試験研究機器に対する保険については、金額基準を設け高額機器について保険の付保の必要性を検討します。

農水商工部
環境森林部

12. 審議会等の審議状況（平成22年11月25日～平成23年2月13日）

(環境森林部)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成23年 1月28日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 青木 民夫 馬岡 晋 委員 青木 美江子 他21名
4 諮問事項	第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について 三重県環境基本計画について 三重県廃棄物処理計画について 三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について」及び「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」は、それぞれ部会を設置し、調査検討を進めていくこととなった。 三重県環境基本計画及び三重県地球温暖化対策実行計画については、部会からの報告内容をもとに審議し、意見をいただいた。 三重県廃棄物処理計画については、部会の最終報告に基づき、答申を行うこととなった。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境基本計画部会
2 開催年月日	平成23年 1月 19日
3 委員	部会長代理 太田 清久 委員 青木 民夫 他4名
4 諮問事項	三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	「三重県環境基本計画（仮称）の検討状況について」は、事務局から説明を行い、環境基本計画案を継続審議とすることとなった。 また、パブリックコメント及び市町長からの意見の計画案への反映について、意見等をいただいた。
6 備考	

3 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成22年12月20日
3 委員	部会長 竹内 恒夫 副部会長 加藤 征三 委員 井上 吉一 他3名
4 質問事項	三重県廃棄物処理計画について
5 調査審議結果	三重県廃棄物処理計画（最終報告案）について審議し、三重県環境審議会に報告することとなった。
6 備考	

4 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成22年12月7日
3 委員	委員長 寺川 史朗 委員 伊賀 恵 他6名
4 質問事項	放置自動車の廃物認定について（県有地2件）
5 調査審議結果	審議案件2件について、廃物認定可能と判断された。
6 備考	

5 三重県森林審議会

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成22年12月16日
3 委員	会長 松村 直人 委員 黄瀬 稔 他9名
4 質問事項	1 北伊勢森林計画の樹立について 2 南伊勢森林計画の変更について 3 伊賀地域森林計画の変更について 4 尾鷲熊野地域森林計画の変更について
5 調査審議結果	各地域森林計画の樹立案及び変更案について、原案を適當と認められた。
6 備考	

6 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成22年12月21日
3 委員	会長 米山 宗隆 委員 島 孝彦 他3名
4 質問事項	特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ第2期）の変更 特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の策定 第10次鳥獣保護事業計画の変更
5 調査審議結果	各計画の策定案及び変更案について、原案を適當と認められた。
6 備考	